

平成23年第4回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成23年12月13日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 4時06分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	13番	井上久嗣君
	14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君
	16番	神田壽昭君	17番	菅原清一郎君
	18番	斉藤昇君	19番	岡田久俊君
議長	20番	山居忠彰君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長
尾崎 学 君

教育委員 会長
安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部
石川 誠 君

農業委員 会長
会長職務代理者
飛世 薫 君

農業委員 会長
農事 事務局 局長
秋山 照雄 君

監査委員
三原 紘隆 君

監査委員 事務局 局長
監査 課
清水 修 君

事務局出席者

議会事務局 局長
藤田 功 君

議会事務局 局長
議 務 課 長
浅利 知充 君

議会事務局 局長
議 務 課 主 幹
東川 晃宏 君

議会事務局 局長
議 務 課 主 幹
御代田 知香 君

議会事務局 局長
議 務 課 主 幹
榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は10名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。菅原清一郎議員。

17番(菅原清一郎君)(登壇) おはようございます。

平成23年第4回定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。一問一答方式でさせていただきます。

最初の質問は、最終処分場建設についてであります。

この計画は、(仮称)環境センター建設事業として総合計画の実施計画によりますと、平成22年度実施の現処分場残余量調査や埋め立て計画の立案がされ、本年度は循環型社会形成推進地域計画策定、そして、一般廃棄物処理基本計画策定の事業が470万2,000円の予算で行われております。いよいよ来年度は最終処分場の適地の選定と用地の取得、実施設計の予定であり、総合計画書によると、その予算も10億円以上にもなるようでありまして、平成25年度工事着工し、汚水処理施設と外構工事等で9億8,000万円、26年、27年度には格納庫やストックヤードほかに重機等の設備計画が予定され、その総事業費は約30億円にもなりそうでございます。財源は国庫支出金から20%の6億円、地方債が21億5,000万円で71%、一般財源が1億6,000万の事業規模のようであります。

そこで、本題に入る前に、この事業規模にもかかわらず、その計画内容がいまだに議会に素案たるものの説明がないのですが、いかがでしょうか。いつの時点で議会側に対しての総事業の計画内容説明がされるのでしょうか。

先日の議会全員協議会で、白紙ともとれる事業の先行きすら見えなくなった堆肥化施設建設などは、協議期間や事業計画の大幅な変更が見え隠れしたにもかかわらず、議会側との議論不足が一番の原因ではなかったのではないのでしょうか。

計画書作成のコンサル側への発注から不自然な価格入札や堆肥化処理施設機械設備の企業内容についても疑問を感じておりますことから、このたびの(仮称)土別市環境センターについては、絶対に同じような過ちを繰り返してはならないことから、計画段階から十二分に協議を尽くして悔いの残らないようにしないと市民は不幸になりますので、土別市議会は車の両輪で

の意味からも、タイムスケジュールに基づいて精力的な議論の場を設けていただきますようお願い申し上げます。

さて、質問であります。まずは現行施設の内容についてお聞かせください。

更には、昨年度実施の調査の結果によるところの現処分場の残余量はどれぐらいで、全体の埋め立て規模からすると何%になっているのでしょうか。そして、市内から発生する埋め立て量は年間何トンで、このままの量からすると利用可能な年限はいつまでになるのでしょうか。

市内には、民間でも昨年度まで経営していた施設についても、この機会にその許可規模、許可内容などについてもお知らせください。そして、この施設がなぜにこの時期に事業を終えて閉鎖されたのかもわかっていればお聞かせください。閉鎖するとなれば産業廃棄物埋設箇所はどのようになっているのでしょうか。そして、水処理施設などは設置されていたとすれば、どのような法律的な処理が講じられていくのでしょうか。そして、今後は将来的にはどんなことが心配されてくるのでしょうか。市側の管理責任などはどのようになっているのでしょうか。この質問については、現在の市所有の最終処分場の利用終了後の問題点についても同じような内容、疑問点をお知らせください。

新しい施設の計画地については、いつまでに決められるのでしょうか。設置する地元合意を得ることが一番に厳しくなることから、慎重に進めていかないといけないとは思いますが、現状での経過でも話せたらお聞かせください。そして、前段に総予算や財源については、総合計画の実施計画からの金額でありましたが、この計画書の金額に対してどのように変更されていくのでしょうか。実施計画には多額の予算が投じられているでしょうし、コンサル会社の選択や入札に関しても慎重に進めてほしいのですが、どのような事業全体のタイムスケジュールになっていくのかもお聞かせください。

本市には、旧朝日町が建設した最終処分場がありますが、この処分場の内容と埋め立て量の状況と今後の利用最終年度はいつごろになるのか、その予測もお知らせください。そして、この地域に新処分場の建設はできないのでしょうか。旧朝日町の建設時においても一番の課題が建設場所でありました。そのことから、地元から受け入れられず、朝日町市街地から20キロ以上も離れた朝日町似様地区に建設されたのでございました。最終処分場は、汚水処理施設を併設した管理型であり、ごみの上に覆土を施し、雨水などの処理をして下流の河川に放流されますが、新施設を建設の場合、水処理施設等の合同利用はできないのでしょうか。

大型事業であることから市内の同じような施設との比較検討はされているかとは思いますが、総体的に環境センターにかかわる問題として、建設用地、水処理方式による機械メーカー、そして管理方法をどのようにしていくのかなどをお聞かせください。

そして、この質問の最後に、処分場の形態を埋め立て処分に対して焼却処分方法があるのですが、この施設に対しての比較検討はされたのでしょうか。もし焼却場にする場合の問題点などがあればお知らせください。現行案を計画するにはどのようなスタッフで今日まで進められたのか、有識者や民間のコンサルタントの協力などはあったのかもお聞かせください。

(降壇)

議長(山居忠彰君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) おはようございます。

菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から最終処分場の新設計画の概要について御答弁申し上げまして、他の質問につきましては、市民部長から答弁いたします。

(仮称)環境センター建設事業についてであります。昨年実施した残余容量調査により現施設の使用期限が明確になったことを踏まえての整備の方向性でありますけれども、現段階では、10万立方メートル程度の埋立最終処分場と再生資源化を行うリサイクル施設、清掃車両センター、環境プラザを併設する管理棟の建設について部内協議を重ねているところであります。

更に、現在新施設での廃棄物処理方針を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画を策定中であり、あわせて次期処分場適地選定についてコンサルタントの精査の上、選定を行っている状況にあり、建設候補地といたしましては、現処分場に近い2カ所を候補地とし、他に比較参照用地として市が所有する土地を設定し、概算造成費用を初め必要となる処理施設の種類と規模などのインフラ整備、法規制等についても部内検討をいたしております。

特に最終処分場いわゆる埋立施設につきましては、景観の維持のほか、カラス等の鳥類被害の解消、ごみの飛散や騒音、悪臭など周辺環境への影響が低減できること、雨水融雪水が入らないため安定した汚水処理が可能であることなど現処分場が抱えていた多くの課題が解決するクローズド型と呼ばれる屋根つきの埋め立て施設についても一案として検討しておりますが、本市のような積雪地帯での整備状況や施設整備単価、長期間のランニングコスト比較や施設運営にかかる問題点等の情報を収集し、調査研究を進めている段階であります。

また、次年度以降のスケジュールにつきましては、24年度早い時期に建設適地を確定し、その後、環境影響評価、基本計画・基本設計を実施し、25年度に実施設計、26・27年度の2カ年で建設を行うことを予定しているところであります。

環境センター建設事業につきましては、菅原議員のお話にもありますように、地元住民の同意を得ることが最も重要であるほか、今期における本市総合計画の最大規模の事業であり、更に資源循環型社会の構築が強く求められる時代背景にあって、市民生活に直接かかわる事業でありますことから、今後庁内横断的なプロジェクトを設置し、さまざまな角度から検討する考えにあるほか、随時議会にもお諮りするとともに、市民、議会、行政合同での先進地の視察を計画するなど、慎重に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上を申し上げます。私からの答弁といたします。(降壇)

議長(山居忠彰君) 三好市民部長。

市民部長(三好信之君)(登壇) 私から土別地区、朝日地区の現行施設関連、新規施設の財源のほか、広域焼却施設の検討等についてお答えいたします。

まず、現在の土別市一般廃棄物最終処分場につきましては、昭和58年に汚水処理施設を備えた管理型最終処分場として開設をし、埋め立て許可面積5万3,000平方メートル、許可容積31万3,000立方メートルであり、供用開始以来28年間が経過したところであります。昨年実施した残余容量調査の結果、約3万8,000立方メートルの残余容量と算定され、平成22年度の埋め立て実績7,700トン进行勘案した結果、今後の処分場使用期限を6年前後と推定しているところであります。

また、朝日地区の一般廃棄物最終処分場につきましては、平成14年12月に汚水処理施設を備えた管理型最終処分場として、平成29年度までの埋め立て計画期間で供用開始し、埋め立て許可面積は5,000平方メートル、許可容量は1万2,000立方メートルであります。本年8月に現地測量による調査を行った結果、残余容量は6,700立方メートルであり、22年度の埋め立て実績260トンと覆土量を考慮した場合、利用期限は平成30年度ごろと推定しているところであります。

次に、民間産業廃棄物処理施設のお尋ねですが、休止となった産廃処理施設は、しずおエコロジー株式会社が西土別町で運営をする産業廃棄物処理施設であり、中間処理施設として廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、医療廃棄物の焼却設備、コンクリート、がれき、木質の再生利用を行う破碎設備があり、最終処分施設として廃プラスチック、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、がれき、陶器等のくずを処分する埋め立て容量9万9,000立方メートルの安定型最終処分場を有し、平成7年に許可を受け営業いたしておりましたが、焼却施設については設備の老朽化等により廃止の手續をされ、また、他の施設についても管理技術者の退職による管理面と受け入れ処分量の減少により、7月31日をもって休止されたとのことであります。

今後につきましては、休止中においても廃棄物処理施設の管理基準が適用されますことから、産業廃棄物を管理監督する北海道の指導のもと、設置者の責任において適正な管理が行われるものと考えておりますが、市といたしましても今後の動向及び管理状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、現在の市の最終処分場の閉鎖後の跡地利用計画についてであります。将来新施設が共用され、埋立処分場を閉鎖する場合には、最終覆土を行った後、2年以上安定した浸出水の排水基準を維持することなどが定められるとともに、廃棄物処理法において一般廃棄物最終処分場跡地は指定区域となり、土地の形質の変更については届け出が必要となるほか、ガスや汚水が発生し、生活環境の保全上の支障が生じないよう、事前の十分な調査、モニタリングが義務づけされているところであります。

跡地利用については、このように各種の制限があること、学田地区が市の重要な観光施設を有していることなどを考慮した際、現段階では閉鎖後は植樹等を行い、緑地化を進めることが有力な選択肢と考えているところであります。

次に、現朝日処分場地区に新処分場を建設できないかとお尋ねですが、お話にもありますように、民家から遠く離れており、既に処分場が設置されていることから、住民合意と

いった面では理解を得やすい状況かと考えておりますが、土別市中心部からでは約40キロとなり、市のごみ収集の運行管理のみならず、民間の廃棄物運搬業者にも大きな負担になるものと思われ、また現行水処理施設の合同処理につきましても、現施設の1日当たり処理能力が12トンであり、融雪期や大雨時の際には限界を来している状況、更には、学田の処分場では、現在1日当たり240トンの水を処理している状況を考えると、新規施設との合同処理は難しいものと判断をしております。

次に、広域での焼却施設設置の検討につきましては、土別市、和寒町、剣淵町の1市2町において上川北部ごみ処理広域化協議会土別ブロック会議を毎年開催しており、その中で焼却施設の設置についても検討を行ってきた経緯がございます。ただ、焼却施設等が安定的な稼働を行うには、人口規模で30万人前後の可燃ごみ量が必要と言われており、土別市を含む1市2町において推定される可燃ごみ1日量の30トンから40トンでは、ダイオキシンなどの有害物質を排出させないためには、灯油などの化石燃料の追加投入により高温を保つことが必要となり、環境負荷やランニングコストの増加が課題となることから、焼却施設の設置については、課題が多いものと判断をしているところであります。

次に、環境センター建設事業にかかわる事業費及びその財源についてであります。

お話にありましたように、まだ基本設計、実施設計などに着手しておりませんので、現在の総合計画実施計画の中では他自治体の同規模の施設を参考に、概算事業費として約30億円で計上しているところであります。ただ、用地選定の結果の造成費用及び処理方式によっては事業費は大きく変動するもので、他の自治体の事例を参考にすると40億円近くになる場合も想定され、その都度総合計画を見直しながら進めてまいります。廃棄物処理施設につきましては、長期間使用する施設でありますので、将来的な管理コストを含めた中で慎重に検討してまいりたいと存じます。

また、財源につきましては、事業費の3分の1が助成となる国の循環型社会形成推進交付金の活用を検討しておりますが、この交付要件といたしましては、生ごみ以外の可燃ごみについても単純埋め立て、単純焼却する場合は交付金の対象とならず、何らかの中間処理を行い、焼却に伴う電気・熱回収や燃料化などのエネルギー回収を行うことが必須条件となっており、現在可燃ごみの処理方式の検討とともに、国に対し地域事情を詳細に説明し、交付金活用を探っている状況であります。

現在、国の財政事情から、平成25年度以降実質的な交付率が現在の3分の1から10分の1程度に落ち込む見込みが示されておりますので、国に予算確保についても強く求めるとともに、将来的な処理費用を考えた場合、交付金に頼らず、合併特例債や一般廃棄物処理事業債の活用等、市全体の財政事情なども考慮した上で最も有利となる事業選択をしてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 1点だけ再質問させていただきますが、今ただいまの答弁の中で埋め立て量10万立方程度の環境センターの埋立処分場を計画しているんだとありました。そして、答弁の中では、環境センターに埋立処分場、更にはリサイクル施設、そして管理棟、それから清掃車両センター等々が予定されているのは理解できましたが、ただ、埋立処分場については、現行の青空オープン型の処分場、そしてまた、先ほど市長からお話しあったクローズド型、屋根つきでの建設も検討しているんだとありました。施設整備費、ランニングコストについて調査しているとありましたが、確かにカラスなどの被害は確実になくなるのでありましょうが、施設費が膨大になって後の市民負担が膨大にならないのか懸念するわけでありましたが、現在の調査段階でよろしいので、内容がわかりましたら明らかにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山居忠彰君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） 菅原議員の再質問に私のほうからお答えいたします。

現在、他の自治体の実績とか建設を請け負ったことのある業者のほうの聞き取りをして、部内のほうで協議をしている段階でございますけれども、いわゆる屋根のない今までのような埋め立ての場合の施設ですと、主に土木工事と浸出水の水処理の工事というものが大きな工事になります。これで大体土別と同規模の場合で想定すると、約15億円ほど事業費としては埋め立て処分場でかかります。これに仮に屋根を設置するとすると、その屋根の建築工事費で他の自治体を見ると、約7億2,000万円ほどかかるというふうに考えておりますけれども、屋根をつけることによって雨水や融雪水それが全く流れ込まなくなりますので、土木工事とか水処理のほうの工事費のほうは逆に1億ちょっと軽減できると。

結果としてトータル的に屋根つきと屋根のない場合の建設費を比較すると、屋根のない場合より6億円ほど高くなって、合計21億円程度の埋立処分場というふうに見込んでおります。現在、留萌のほうでも建設しておりますけれども、留萌も同じく10万立方メートルの容量の施設で、約22億円の施設となっておりますので、それぐらいの規模になるかなというふうに考えております。

一方、ランニングコストのほうで見ますと、これもあくまでも一般的な比較になりますが、施設の使用期間を約15年間というふうに想定いたしますと、水処理にかかわる薬品費、あるいは電気料、それとか人件費等、それとか埋め立て作業にかかわる人件費、除雪等が今度屋根をつけることによって要らなくなります。そういったことを考慮しますと、年間で約3,000万程度の管理費が軽減できるというふうに他の自治体を参考にすると試算されております。そうしますと15年間で約4億5,000万ほど削減ができるのかなと、仮に施設の延命を図って20年間程度使用するということになると、その段階でトータルコストはほぼ同額になるのかなというふうに考えております。

ただいま申し上げました建設費につきましては、起債とか国の補助金とか全く活用してない場合ですので、これに国の起債とか補助金等を活用しますと、市の単費分の持ち出しというの

が少なくなりますので、逆に屋根つきの場合トータルコストのほうが若干安くなるというような試算もいたしております。やはり議員のほうからもお話がありましたように、今まで住民の方にカラス等の被害といいますか、そういった部分の対応といったことも考えますと、クローズド型という、屋根つきという部分についても、十分今検討に値するような数字が出ているのではないかなというふうに担当としては考えております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 1点だけ再々質問という形でさせていただきますが、最終処分場については、水処理が最大のネックになる、大きな金額がかかるというふうに私も承知しておりますが、今の説明でいきますと、水処理費について触れておりましたが、青空の場合と屋根つきの場合の水処理はどのように変わっていくのか、ちょっとお知らせください。

議長（山居忠彰君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） お答えいたします。

従来といいますか、これまで浸出水の処理につきましては、いわゆる一たん貯水槽にためてその後薬品を投入したり、微生物などの処理をしてカルシウムなり窒素なり、そういったものを除却した後、沈殿させて今度は砂のろ過池へ持って行って、その後活性炭などによって処理をして放水するというような施設ということで施設規模が大きくなってはいたわけですが、近年、逆浸透膜というのをを使って、ためた水に圧力をかけて逆浸透膜を通すことによって有害物質を除去するという方法が多く用いられてきております。そうなりますと、若干、施設規模が小さくなってかなり金額的にも安くなるというふうに言われております。

オープン型ですとやはり雨水等が大量に流れ込むということで、その逆浸透膜方式というのがあまり向いてないようなんですが、雨水・融雪水等がなければかなりの水処理量が減るということで、今現在、逆浸透膜方式についても検討いたしております。

それと当然閉鎖後、施設を閉鎖した後にあっても水処理というのはずっと続けなければならないわけですが、それについても管理面のコスト面を考えると、逆浸透膜というののもかなり有力な方式なのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 次の質問は、下水道処理施設の耐震化についてであります。

11月12日発行の北海道建設新聞に、処理場管理棟の耐震化工事を平成24年度に事業費1億円で計画しているとの報道がありました。このことについて我々議会には今のところ何も報告がされていないように思っております。どんな方法で耐震化をするのかを聞いたら、総合計画に載せてあるとのことでしたが、本市の議会議員が知らされていないものが報道されているのは、後先が逆であって、自分自身とすると別の事案でも報道が先行していることに疑問がありましたし、これでよいのかと以前から腹ただしさも覚えておりました。なぜに議会より早く

情報が市民の目に触れてしまうのでしょうか。報道機関の仕事からしたら理解はできるのですが、議員が知らされていないことや報道されるようなことは絶対になくしてほしいのですが、いかがでしょうか。

現在、市内の各場所では下水道工事が真っ盛りであります。合流方式から分流化促進状況がありますが、総体的な管路の完成予定とこれにかかわるところの下水道関係設備の事業規模内容と最終年次と財源については、当初計画と比較したらどのような状況になるのかお知らせください。

そして、先ほどお話ししました耐震化内容については、やはり新聞報道のように来年度に1億円の予算で実行する予定でしょうか。あの処理場は1974年供用開始して、築後37年を経過しているのでありますが、今日までにはどのような施設修繕等がされたのでしょうか。耐震化を計画されたということは、それも来年度実施ならば建物の構造的な問題などの調査は終了しているのだと思いますが、議会側にはいつの時点で説明がされるのでしょうか。この機会に詳しくお知らせください。

上水道も2016年ごろに料金の値上げが必要になってくると、さきの決算審査特別委員会の総括質問での答弁があったことから、現在進行中の下水道管路工事や処理場施設の耐震化などの資本的整備の完了によって、その運営上からしても下水道処理費用も値上げが予想されるのでありますが、市民はそのときを待たずどれくらいの料金になっていくのか不安を覚えてきていることから、おおよその値上げ率、値上げ料金になるのでしょうか。年々家庭の台所事情は悪化の一途をたどってきており、値上げ料金はできる限り抑えてほしいのですが、この機会に料金の値上げ率、値上げ料金は幾らになるかがいかがでしょうか。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） お答えいたします。

最初に11月12日付の北海道建設新聞の報道についてであります。下水道社会資本総合整備計画について掲載されたもので、その内容につきましては、合流式下水道改善事業や土別下水処理場の耐震改修など総合計画及び下水道中期ビジョンに基づいて、本年8月に見直したものとなっているところであります。

お話の処理場管理棟の耐震化につきましては、総合計画実施計画の平成23年度ローリングにおいて、新規追加19事業の一つである公共下水道事業水処理施設改築更新、長寿命化に含まれているものでありまして、本年3月にその内容をお示ししているとともに、特に本年度事業であります耐震診断調査及び実施設計につきましては、予算記者発表前日に全員協議会において御説明いたしました予算概要のとおりであります。

次に、分流化促進状況についてのお尋ねがありました。合流式下水道改善計画につきましては、さきの第3回定例会におきまして申し上げたところでありますが、緊急改善事業は平成25年度までの予定で、計画面積40.4ヘクタール、計画延長約10キロメートル、その事業費は15億1,500万円であり、現時点での進捗状況はおおむね当初計画どおりとなっているところであり

ます。

また、合流区域の完全分流化につきましては、総事業費約50億円で、平成36年度の事業完了に向け、取り組みを進めているところであります。

なお、財源につきましても、当初計画どおり国の交付金及び起債の充当を考えているところであります。

次に、処理場の耐震化につきましては、本年度実施いたしました耐震診断調査に基づいて、管理棟耐震補強及び改築実施計画を行っているところであり、議員のお話のとおり1億円の予算となるものでありますが、耐震補強にかかる事業費は2,800万円を予定しており、外壁補修及び屋根防水改修工事に7,200万円を見込んでいるところであります。

また、今日までの施設改修につきましては、平成元年度と平成2年度の2カ年に外壁補修及び屋根防水を事業費約3,700万円で行っているところであります。

耐震補強及び改築工事の内容につきましては、実施設計の履行期限が24年2月中旬となっているところであり、業務完了後補強工事の詳細等につきまして、できるだけ速やかに議会への御説明をいたしたいと存じます。

次に、下水道使用料についてのお尋ねがありました。公共下水道事業の健全な経営のため、使用者の皆様にご負担いただく使用料の目安は、汚水処理費にかかる80%以上相当額と考えているところでございまして、平成22年度末現在の本市におけるその比率は94.6%であり、現在のところ料金値上げの必要はないものと考えているところでありますが、お話のとおり分流化事業、耐震化工事、また今後予想される長寿命化に伴う機器更新等により年々起債の元金償還額が増加していくものと想定され、現在のところ平成28年度には78.7%となり、80%を割り込む見込みであります。

このまま推移いたしますと、水道料金と同様に平成27年度中には、議会や市民に対して料金値上げについての御相談をしなければならないものと考えているところでありますが、今後より一層の事務の効率化を図るとともに、経費の節減に努めることで1年でも長く現在の料金体系を維持できるよう努力してまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 最後の質問は、各種スポーツ大会の誘致についてであります。

今冬の全国中学校スキー大会の開催は、お隣の名寄市と音威子府村でノルディック部門の大会が2月に開催されます。名寄ではスペシャルジャンプ競技とノルディックコンバインド競技が行われるのでありまして、近年の冬期競技は開催地の決定が各種事情があるのか、なかなか決まらず関係者は困っている状況にあります。近いところでは、今冬のスキー国体は岐阜県高山市で4年前に決まっておりましたが、来年25年2月開催の国体はまだ確定していませんでしたが、手を挙げるところがない状況でありましたが、過日、秋田県鹿角市が受け入れるようになりそうであります。秋田県開催は、実は今年2月にも行われたばかりですから、1年を挟ん

での異例とも言える状況にあるのであります。更には、この冬の大会でさえも先日やっと決定したのが、全日本学生スキー選手権は選手がやきもきした中、岩手県八幡平市に難産の末に決定いたしました。

地球規模の温暖化に伴って積雪が思いのままならない今日でありますので、スキー競技などの開催地は本当に受け入れ先が極度に少なくなっているのが実態でありますので、今後スキー競技大会には、積極的な受入地として関係者への誘致活動をしていくべきだと強く感じています。

新しく競技施設を建設整備してまでは、なかなか厳しい財政状況においては難しいのでありますが、本市は合宿の里づくりを唱えて、実際に毎年全国各地からシーズンを通して競技者が来市している状況にありますので、スキー競技大会開催地としてぜひとも来年度以降の全国、あるいは全道中学校スキー大会の開催地としての立候補について強く要望するのでありますが、考え方をお聞かせください。

朝日の三望台シャンツェやクロスカントリーコースは、中学生クラスの競技には最適地でありますし、過去にも全道中学スキー大会の実績もあります。また、あさひスキー場では、北海道インカレスキー大会のアルペン競技も実施しております。

近年の大会地の早期決定がされていない状況にありますので、本市としての経済効果も望めることから、今日まで各種競技大会も市内の体育施設を有効利用しながら開催されてきてはおりますが、更にステップアップしての大会の誘致を望みたいと思っておりますがいかがでしょうか。

全国規模のアスリートが集結することでの効果として、市内各選手層の拡大にも大きく影響があります。スキー、陸上競技、ウエリフ、レスリングなど市内で優秀な選手も輩出しているのでありますから、ほかのスポーツ全般にわたって大会誘致に対する考え方をお聞かせいただき、質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 各種スポーツ大会の誘致についての御質問にお答えいたします。

まず、全国・全道中学校スキー大会の開催地としての立候補の要望についての考え方ですが、北海道中体連事務局に確認いたしますと、本年の全国中学校スキー大会は、宮城県においてすべての競技を開催する予定でありましたが、震災のため開催が困難となり、アルペン競技を蔵王町、ノルディック競技については、ジャンプ及びコンバインドは名寄市、クロスカントリーは音威子府村で開催するという特別措置であり、今後はノルディック競技を分散開催する意向は基本的に持っていないとお聞きしているところであります。

士別市におきましては、ジャンプ競技に必要なミディアムヒルは設備されているものの、クロスカントリーコースが全国大会の開催要件である公認コースではなく、スタート地点の距離やコースの高低差などの基準と照らしますと、今後も公認取得できないため、全国大会のノルディック競技全般を一括開催できず、全国中学校スキー大会の誘致は困難な状況であります。

次に、全道大会につきましては、現在継続的に開催されている大会のうち、持ち回りで実施されているのは、北海道選手権大会及び全道中学校スキー大会であります。北海道選手権大会は、平成23年度におきましては、名寄市での開催が決定しておりますが、施設の面から札幌市と名寄市がほぼ交互に受け入れを行っている状況にあります。本来であればジャンプ競技はノーマルヒルが基準となりますが、これをミディアムヒルでの実施が可能となれば、本市においても開催が実現する可能性があります。

また、全道中学校スキー大会は、平成24年度にクロスカントリー競技を旭川市、ジャンプ競技を朝日中学校が当番校となって開催することが決定しております。今後も積極的に学校やスキー協会と連携を図りながら、誘致活動を進めてまいりたいと存じます。

次に、体育施設を有効利用した各種目の全道規模の大会誘致でございますが、開催については、各競技の北海道競技団体が各地区の状況を考慮して数年後の開催ローテーションを既に決めている場合が多く、大会を主管する市の競技団体が全道大会運営の経験や実績など受け入れる体制が整っているかどうかも課題となります。また、競技種目によっては、競技会場や機材の公認、練習会場、控室及び宿泊施設など多くの条件整備が必要となる場合もありますので、当市で開催可能な種目が限られている現状があります。

現在、来年度以降把握している各種目の大会予定につきましては、陸上競技では記念すべき10回目を迎えるホクレン・ディスタンスチャレンジ士別大会が6月23日に開催され、第26回士別ハーフマラソン大会は7月22日に開催予定であり、過去最高であった参加者2,000人を更に上回る大会を目指します。春、秋のクロスカントリー大会や道北ジュニア大会、中体連、高体連など多くの大会開催を予定しております。ウエイトリフティングにおいては、国体北海道予選会、北海道高校新人戦の毎年開催、平成25年には北海道高校選手権大会、28年には全日本マスターズ選手権大会が予定されております。また、サッカーは、本年実施した全道シニア大会を平成25年度に再度開催を予定しておりますし、剣道も1年おきに実施している北部北海道剣道大会を平成25年に開催予定であります。

議員お話のとおり全国規模のアスリートが結集する効果として、市民がジュニア、シニアなど幅広い年代やトップアスリートの競技に触れることで選手層の拡大が図られることが期待されます。このようなことから、当市でのスポーツ大会の開催は、市体育協会に加盟する競技団体やスポーツ団体、そして各学校の開催意向がまずは大切であり、特に大きな大会の開催には、事前に各団体と十分に協議し、大会運営の要件を満たす準備が必要であると考えます。

そこで、各団体の大会開催要望をお聞きし、施設の優先利用や用具の整備などを含め、誘致の可能性のある大会につきましては、可能な限り行政として積極的に支援してまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 以上で私の質問を終わります。

議長（山居忠彰君） 18番 齊藤 昇議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 第4回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

初めに、来年度予算の編成についてでございますけれども、今年度23年度の決算見込みについて、市長の行政報告では市立病院の収支の不足は1億円程度と見込まれ、3月の改革プランの見直しに伴う新たなルール分1億4,000万を加え、2億4,000万程度が必要となって、総額では11億円程度病院への繰り出しが考えられる、そう報告をされておりますけれども、これらの繰り入れなどを考えた決算見込み、これはどう考えておられるのか。22年度の決算では、7億6,000万の黒字になって財政調整基金への4億円、この編入ができたのでありますけれども、23年度の決算見込みでは、これらに匹敵するようなそういう繰越金が見込まれるのかどうか、決算見込みについてまずお伺いしたい。

そして、23年度の事業の中で、当初予算にあった特に繰り延べをしなければならない堆肥化施設の6億1,700万、これらは繰り延べをされるようだけれども、そのほかでは大方の予算執行がきちりといかれたのかもこの際できなかった事業なんかはあるのかどうかも含めてお聞かせいただきたいと思うのでございます。

特に24年度の予算編成については、何といても地方交付税の見込み、これらがどの程度士別に交付されるのか、こういうことも大きな事業と思うのでございませう。特にハード事業、あるいはソフト事業について今の時点で考えられている予算の規模、これらについても具体的にお知らせいただければありがたいと思うのでございませう。

特に市民生活にかかわって公共料金の値上げは、直接家計に与える影響も大でございますけれども、これら公共料金の値上げ、これらについては市民負担の軽減を図っていく上からもすべきではない、こう考えているんだけれどもいかがでしょうか。

しかし、市が値上げをしない、このことが基本になって頑張っていたきたいんだけれども、国の制度上での、いわば市民負担にかかわる問題が随分と来年度予算では市民生活を脅かしてくることになるでしょう。国の制度改正など市民負担の影響、これらについても明らかにされたいと思うのでございませう。

特に来年度は、介護保険料の見直しと引き上げの幅、これはどの程度になるのか、あるいはまた、所得税率の引き上げ、住民均等割についても引き上げが予定されておりますけれども、これら国の制度にかかわって市民負担がどの程度になってくるのか、この際明らかにしていただきたいと思うのでございませう。

また、新規に着手する事業、これらは特に堆肥化施設の問題だけれども、これからも議論になっていくと思うのでありますけれども、この後の質問でもいたしますけれども、これら問題が大きな問題になってくると思うのでございませう。新規に着手する事業の中でも、特に市史編さんの事業についてどうなのか、63年度に私も加わった新士別の市史が編さんされ、もう22年を経過しているのでございませうけれども、朝日町との合併を含めた、そろそろ市史の発刊の目標、これらも一定どこにするのかを設定する、そのためにも市史をつくっていく上での資料の

集め方や、そして人事も一定の人を目標に資料の収集なんかも含めて市史を発刊していくそんな議論もしていくべきではないか、こう思うけれどもいかがでしょうか。

低炭素の方向については、この次の質問でしたいと思いますけれども、特に今申し上げましたけれども、新年度予算編成についての市長の大きな目玉、ここについてもこの際承っておきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から平成24年度予算編成にかかわって23年度決算見込み、24年度予算編成についての基本方針及び国の制度改正などによる市民負担の影響についてお答えし、24年度予算における継続、新規事業及び財政の健全化については、総務部長からお答えいたします。

まず、23年度の決算見込みについてであります。

歳入の主なものにつきましては、法人市民税において現在の経済情勢から予算を下回る状況にありますが、個人市民税、固定資産税などを合わせた市税全般については、予算額を確保できる見込みであります。また、地方消費税交付金や自動車取得税交付金など各種交付金については、予算を若干下回るものと見込まれるほか、地方交付税につきましては、地方財政計画で地域活性化雇用等対策費1兆2,000億円が措置されるなど、前年を2.8%上回り確保されたものの、国勢調査による人口減の影響や全国規模での地方税増収が見込まれるため、本市に交付された臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は73億1,700万円となり、前年度比2億8,400万円の減となったところであります。このことはあらかじめ想定していたことでもありますことから、現時点での予算との比較では1億2,000万円ほどの財源を留保している状況となっております。

このほか特別交付税につきましては、地方財政計画において地方交付税総額における特別交付税の割合を6%から5%に引き下げ、その部分を普通交付税に移行する方針が示され、平成22年度に比べ15.8%の減とされておりましたが、震災の影響から26年度まで先延ばしされたことで、今年度の大幅な制度変更はなくなったところであります。

しかしながら、本市への交付は全国の災害の状況や合併関連経費によって大きく影響を受けるため、現時点での見込みは困難であります。明年3月に決定される総額においては、予算計上の8億円は確保できるものと考えております。

一方、歳出におきましては、行政報告にもありましたように、市立病院の経営において患者数が大きく減少し、現時点では収益全体で昨年度と比較し約2億円の減となるなど、今後の状況を勘案すると1億円程度の収支不足が見込まれることから、年度末に向けては、改革プラン見直しに伴う新たなルール分1億4,000万円を加え、2億4,000万円程度の繰出金の補正が必要と考えております。このほか燃料単価が予算編成時よりも高騰しており、各施設の維持管理経費などの増加が予想されるところであります。しかし、工事や委託料の入札執行残を初め各種事業の不用額もある程度見込まれることから、最終的には今後の市税の動向や3月の特別交付

税の決定を待つことにはなりますが、現段階では、23年度一般会計決算にあつては、一定の黒字は確保できるものと推計しております。

次に、24年度予算についてであります。

まず、新年度予算編成の基本的な考え方がありますが、24年度の予算編成は市民が主役のまちづくりを理念とし、土別市総合計画を基本にマニフェストに掲げる事業の予算への反映を目指して、23年度から取り組んだまちづくりのための特別枠についても引き続き実施する予定であります。

更に、土別市の憲法とも言うべきまちづくり基本条例については、議会での議論もいただき、明年4月から施行を目指しており、この理念に基づき市民、議会、行政が連携・協力し、まちづくりを進めてまいる考えであります。

しかし、本市の財政構造は地方交付税や国庫補助金などに大きく依存しており、国の財政事情や地方財政計画の影響を受けるとともに、震災の影響を初め円高の進行や海外経済の動向など経済情勢が先行き不透明な状況にある中で、地方税収の伸びも期待できない厳しい状況にあります。

こうしたことから、行財政改革大綱実施計画による財政全般にわたる改革を計画的に進めるほか、新たに中長期的展望のもと、本年度策定した財政運営方針に基づき、健全財政の維持に努める考えであり、予算編成に当たっては、従前にも増してコスト意識を持った事務事業の見直し、選択と集中による事業再構築、行政の効率化など限られた財源で最大の事業効果を上げることを目標に、多様化する行政需要に的確に、かつ、機動的に対処するよう指示したところであります。

そこでまず、24年度の地方交付税の見込みについてであります。

国は地域主権の考えを尊重し、地方が自由に使える財源を増やす考えのもと、23年度の地方交付税総額については、地方財政計画で17兆4,000億円と前年を5,000億円上回る措置を行ったところであります。24年度についても、昨年の6月閣議決定した財政運営戦略での経済財政の見通しや展望を踏まえ、予算編成を行うための仕組みとして3カ年の枠組みの考えを導入しており、計画期間中においては、地方税と地方交付税合わせた額は、23年度の水準を下回らないものとしているところであります。この考えに基づき、総務省の概算要求においても、地方交付税は本年度とほぼ同額が要求されていることから、基本的には本市の24年度普通交付税も本年度並みと見込んでおりますが、24年度予算編成の概算要求基準では、社会保障費の増加に対する財源確保のため、各省庁に一律10%削減を求めたほか、地方にかかわるものといいたしましては、子ども手当に関連して扶養控除が縮小されたことで、5,000億円地方税が増収となることから、この分を新児童手当の財源として地方に負担を求めてきたところであります。

こうした国の動向は、本市の24年度予算編成及び財政運営に大きな影響を与えるものでありますので、予算編成時点における事業の精査と並行して、来年1月に予定される国の財政課長内かんなどを検証し、地方交付税の状況に応じた予算編成をしなければならないと考えており

ます。

こうしたことから、24年度の一般会計予算規模については、障害者自立支援給付費や生活保護費など扶助費においては増加の見込みにあるものの、市立保育園再編整備が23年度で完了するほか、お話にもございました低炭素むらづくりモデル事業などを含む大型事業の事業量の関係から、前年度を下回る予算規模になるものと見込んでおります。

また、お話にもございました大型の事業については、ほぼ順調に終えており、先ほどの低炭素むらづくり事業は別といたしまして、繰り越しの予定はないと考えております。

次に、国の制度改正などによる市民負担の影響についてであります。

子ども手当の創設、高校授業料無償化に伴う22年度税制改正で、ゼロ歳から15歳までの子どもがいる家庭の所得税については38万円、住民税は33万円の扶養控除が廃止されたほか、16歳以上から19歳未満の所得税で25万円、住民税12万円の特定扶養控除の上乗せが廃止されたところであり、所得税については23年度分から適用されておりますが、住民税については24年度分から適用されるところであります。これによりまして、住民税では中学生までの子供1人当たり年間3万3,000円、高校生のいる世帯においては1人当たり年間1万2,000円の税負担の増となるものであります。

また、介護保険料につきましては、3年ごとに見直しが行われ、単価改正の確定は明年1月、あるいは2月に国が示す介護報酬単価が明らかになってからとなりますが、現在の見込みで申し上げますと、第5期の介護保険料設定については、第4期より負担額が高くなるものと見込んでいます。

更に、国民健康保険税の限度額につきましても、医療給付費の増加などから毎年引き上げられており、24年度においても国において検討がなされている状況であります。

このほか復興増税法案が先月成立し、所得税率が平成25年1月から25年間2.1%上乗せされ、年収500万円の夫婦と子供2人の家庭では年間1,600円の負担となるほか、住民税均等割についても、平成26年6月から10年間1,000円の増額が予定されております。

また、社会保障・税一体改革案では、社会保障改革と財政健全化の同時達成のために、消費税率引き上げや年金、医療などの給付減、負担増が検討されており、これらは市民生活にも直結するだけに今後その動向を注視する必要があると考えております。

次に、本市の公共料金の見直しについてであります。

本来公共料金は、受益と負担の公平性の観点から、必要あるごとにその時々状況を判断しながら見直すべきものであり、公共施設の利用率についても、施設のあり方も含め、常に検証しなければならないものと考えております。しかしながら、さきに申し上げました市民負担の増加など市民の置かれている状況や、更に上下水道会計等の収支状況を考慮したとき、現在は公共料金の改定の時期ではないものと判断しているところであります。

ただ、今後の課題として敬老バス乗車証交付事業については、対象年齢の引き下げや一部負担に関し、小中高生に対するバス助成とあわせて、地域政策懇談会で市民の御意見を聴取して

いるところでありますが、今後これらの意見を集約し、地域公共交通活性化協議会での議論も踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、不動、剣淵川パークゴルフ場についても、一定の施設整備を終えた際や新たに環境センターが完成した時点では、運営経費や財政負担を考慮し、有料化についての検討をしなければならないものと考えております。

以上を申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から平成24年度予算に計上予定の継続、新規事業及び市史編さんについてお答えいたします。

まず、予算計上を予定している継続、新規事業についてであります。

主な事業は、総合計画を基本に予算措置を考えていますが、本市の総合計画においては、3年間を一つの期間と設定し、毎年度見直しを行うローリング方式による実施計画を予定しており、平成24年度から26年度までの3カ年の実施計画については、11月下旬理事者ヒアリングを実施し、現在事業内容の精査及び集計、整理作業を進めているところであります。

年度間の事業量及び財源との関係から、実施年度の調整は今後の作業となりますが、現在予定している継続事業のうち主なハード事業として、西広通り街路整備事業を初め、西団地建設事業、東山浄水場改良事業、下水道合流改善事業などを予定するほか、市道路盤改良事業にあっては計画的に実施する考えであります。更に日向温泉、児童センター並びに多寄医院改築については、明年度の完成を目指すとともに、国営農地再編整備事業については、国に事業費の確保を要請する中で実施してまいります。

ソフト事業として、基幹産業である農業の振興では、土づくりを基本に農畜産物の収量アップに向けた取り組みのほか、中山間地域等直接支払い制度による生産性の高い土地基盤の構築、てん菜、パレイショなど寒冷地作物の安定的な生産振興の実施、担い手の確保に努める考えであります。

更にサフォーク振興は、まちづくりや観光事業にも重要な施策となっており、全国に広がるブランド化と販路拡大、通年出荷体制の確立に向けた取り組みを進めるとともに、商工業ではラブ士別・バイ士別運動の推進のほか、中小企業振興条例に基づく制度資金貸付、利子補給、店舗改修助成など中小企業への助成を初め特に地元企業を活用した店舗改修助成や個人住宅改修、新築住宅への助成は、大きな成果をおさめていることから更なる事業を推進してまいります。

また、医療費無料化、つどいの広場開設などによる子育て環境の充実、地域医療の確保、高齢者実態調査を踏まえた高齢者地域支え合いなど、住みよいまちづくりを目指すほか、誘致企業との連携を図るとともに、交流事業については、スポーツ合宿の推進、サンライズホールに加え、朝日地区地域交流施設「和が舎」を拠点とした交流人口の拡大などを通じ、地域の活性化、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、新規に着手するハード事業についてであります。

小中学校耐震補強改築事業では、上士別小学校及び中学校の改築に向け、耐力度調査、地質調査業務、基本設計業務のほか、(仮称)環境センター建設事業においても、測量、地質調査、基本計画業務などを予定するとともに、株式会社土別開発公社の解散を25年度に計画していることから、駅前再整備についての検討に着手する考えであります。

また、ソフト事業では、高齢者宅などを対象に食料品、日用品の宅配サービスを実施する商店への支援のほか、まちづくりふれあいトークや市長への手紙などを通じて寄せられた市民の声を反映する事業として、「まちづくりのための特別枠」を引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、特にお話のあった市史編さん事業についてであります。

社会情勢等も大きく変貌する現代社会において、改めて地域の自然や歴史、文化などを見直し、地域の更なる発展につなげていくことは極めて有意義なことであり、こうした意味において市史を編さんすることは、行政としての大きな役割であるといえます。

土別市の市史発行については、昭和44年7月、開基70周年、市制施行15周年記念事業として初刊を発刊し、その20年後の平成元年に開基90周年、市制施行35周年記念事業の一環として新士別市史が発刊、現在22年が経過しているところであります。

市史の発刊については、これまでこうした節目に実施してきたこと、また平成17年9月の朝日町との合併により新たな士別市が誕生しており、平成20年度には続朝日町史が発行されているものの、その後の歩みも含めた節目の年の発行に向け検討してまいりたいと考えています。

また、市史を発刊することになりますと、前回発行から20数余年を経過しますだけに、公文書や写真などの資料収集に当たっては、博物館や図書館を初め各部各課の連携も必要になってまいります。更に、市史の大きな役割の一つとしては、本市の発展の歴史を後世に伝えていくことも重要であり、こうした観点からより市民に親しまれるものにしていくためには、編さん作業に当たっては、市民の御協力もいただかなければならないものと考えます。

こうしたことから、24年度においては市史発刊に向けたスケジュールを明確にするとともに、資料収集や編さん作業のあり方などを総合的に調整できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁いたします。(降壇)

議長(山居忠彰君) 鈴木部長。

総務部長(鈴木久典君)(登壇) 財政の健全化についての御答弁が漏れておりましたので、再度御答弁をさせていただきます。

財政の健全化についてであります。

一般会計における22年度決算では、実質収支7億6,000万円の黒字となり、財政調整基金へ4億円を編入するとともに、健全化判断比率については、各会計とも健全な水準を保つことができました。しかし、連結実質赤字比率や資金不足比率が発生していない要因は、病院事業会

計に対する一般会計からの繰り出しによるもので、こうした対応が可能であった背景には、議員や職員の独自給と削減などの取り組みを初め、国の経済対策や地方交付税の伸びなどがあつたところであり、今後も現在の水準を維持していくことは大変困難なことも予想されます。

特に市立病院の24年度以降の改革プランにおける収支見込みについては、一般会計からの繰入金金を9億円前後とした上で、収支不足を生じない計画となっていますが、実際の経営では23年度においても収支不足が発生する見通しであることから、引き続き医師、看護師の確保を図る中、市立病院改革プランの推進や病院経営改革会議での検討を深め、財政負担の軽減を図るよう努めながら、持続可能な財政構造を構築していくことが本市行財政運営の最大の課題であると考えています。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 次の質問は、低炭素むらづくりモデル事業についてでございます。

この低炭素モデル事業については、主に堆肥化施設をどうするかということで、議会の場でも随分と論議がされて、答弁や対応も二転三転として今日に至っているのが現実だと思うのでございます。当初の事業費が6億1,700万円、これに対して実施設計をしたところでは、概算額で8億2,000万円、予算から見たら2億円のはね上がりでございます。その後再度の見直しを行うということで詰めた結果、事業費は7億2,200万円このように圧縮されたと聞いておりますけれども、なぜこのように当初の計画から二転三転として事業費が確定されないで今日までできたのか、やはり予算を提案する側としては、確固とした積算とそしてさまざまな研究を重ねて予算の提案をすべきではないか、このように二転三転になったその経過、これらについてどのように反省をなされておられるのか、この際承っておきたいと思います。

更に、堆肥化システムの選定の経過でございますけれども、日本システム化研の機械設備これだとされておりましてけれども、もし今後とも続けていくとすれば、この日本システム化研のメーカー、このほかに違う農機具メーカーもあるんだと言われておりますけれども、それらの会社との関係、これはどうなっていくのか、これもやるとすればどういう道を歩んでいかれようとしているのか、わかるように説明をいただきたいと思うのであります。

更に、11月24日に行われた川西自治会との協議ではどんなことが議論をされたのか、この川西自治会との話し合いでは、今あるめぐみ野の臭気抜き、これらも議題になっていたけれども、しかしこれらは結局は自治会との話し合いがつかずに臭気抜きはしないというふうになった、臭気抜きをつけるという約束であったにもかかわらず、これがやれなくなったというこれらの理由についてどうなったのか。そして、自治会との話し合いは具体的にどうお進みになったのか、この際明らかにしていただきたいと思うのでございます。

更に、管理運営を、もしできたとしたらJA北ひびきの指定管理と想定されているとお聞きをしましたけれども、計画段階よりJA北ひびき、農協の皆さん方や農家の皆さん方が利用す

る施設なだけに、計画の段階から参加させていただいて、そして、議論を詰めて士別に合ったいい堆肥化施設を目指すべきではないか、何か見ていると市の部局でできたものを協議会に提案してそれがすんなり通っていくような中身の濃い議論がされていない、こういうふうと思うんだけどもいかがでしょうか。

11月29日に開かれた全員協議会ではさまざまな課題が出されて、このモデル事業については見直せという発言もしたわけでございますけれども、このモデル事業、堆肥化施設の建設、これを今後どう進めていくのか、市長は最終判断をどうされるのか、この際承っておきたいと思うのでございます。

この論議の過程を見た中で、私は市に次長職でつくっている政策会議、これの位置づけを市長はどうされているのか。こういう政策会議が開かれてさまざまな角度から政策を論議をしていく、そうしないと一セクションだけの考え方で、そして二転三転していく、こういう論議の仕方、これは市政の発展や市役所のあり方にとっても私は歓迎すべきものではないと思うのでございます。

牧野市長になってからこの政策会議がどう位置づけられて、政策会議の中でどんな論議がなされてきたのか、市長の政策会議に対する位置づけ、今後の方向性、これも承っておきたいと思うのであります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から低炭素むらづくりモデル事業に関しまして、計画、事業費の変更、堆肥化システムの選定、川西自治会との協議並びに管理運営のJA北ひびきとの協議の経過等々につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

まず、事業費の見直しについてであります。

本事業につきましては、これまで利活用あるいは処理対策の課題とされておりました生ごみ、下水汚泥、野菜残渣などの地域バイオマス資源を堆肥化するとともに、その処理には自然エネルギーも効果的に活用しながら、温室効果ガスの削減やリサイクルシステムを構築することを目的に、農林水産省の低炭素むらづくりモデル事業の採択を受け、平成22年度から平成25年度までにソフト事業とハード事業を行うものであり、特に平成23年度はこの事業の中核となります。堆肥化施設の整備に6億1,700万円を予定していたところであります。

しかしながら、8月に入りコンサル会社が積算した実施設計では、当初予算を約2億円上回る8億2,000万円の概算事業費が示されたため、この間堆肥化の中核となる発酵棟や製品保管庫等の規模縮小、堆肥製造の組み立ての見直し、更にめぐみ野士別への脱臭装置の取りやめなども含め、事業費全体を見直したところであります。

そこで、新しい堆肥化施設は必要最小限の面積に抑えるとともに、堆肥製造の仕組みにつきましても、当初生ごみと汚泥については、新施設で堆肥化し、野菜残渣については、新施設で前処理だけを行い、再度めぐみ野士別に持ち込むとしていた製造工程も見直したところであります。新たな堆肥製造の手法として、めぐみ野士別とは分離し、新しい堆肥化施設において生

ごみと野菜残渣を用いた製造ラインと下水汚泥を用いた製造ラインの二通りで堆肥を製造することで事業費を実施設計時点から約1億円減額した約7億2,200万円と試算したところであります。

次に、堆肥化システムとして機械設備の導入計画についてであります。

地域に賦存するバイオマス資源を用いた堆肥を製造する上で、攪拌方法や発酵菌の活用などさまざまな技術手法がありますことから、システム選定に当たりましては、専門的な知識と堆肥化施設の導入実績がある6社から技術提案を受け、庁内の市民部、建設水道部、経済部で組織する施設検討委員会において比較検討を重ね、その後平成23年2月の低炭素むらづくり協議会の幹事会において2社に絞り込み、最終的には幹事会の総会で日本システム化研株式会社の堆肥化システムを選定したものであります。

この堆肥化システムの特徴といたしましては、機械攪拌前に原料と水分調整剤に圧力をかけて、混練するときに生じる摩擦熱により発酵が促進され、安定した堆肥の発酵ができるもので、他の堆肥化システムにはないメリットを有しております。このシステムの決定の際には、会社が栃木県にあり、道内で実証実験を行っているものの施工実績がないことから、今後の維持管理を含め、道内の企業との技術提携を求めたところであります。その結果、トラクターを中核に世界各国の農業関連機械を販売しているエム・エス・ケー農業機械株式会社が既に日本システム化研株式会社と国内での技術提携を結んでおり、同時に本州での導入実績を有し、道内に施設本部を置いているなど、堆肥化システムの設置や導入後の維持管理も対応可能と判断し、エム・エス・ケー農業機械株式会社を窓口とする機械設備の導入を計画したところであります。

次に、川西自治会との施設設置にかかる協議についてであります。

このたびの堆肥化システムの建設には、計画段階からJA北ひびきが管理するめぐみ野土別との連携のもとに隣接して堆肥化施設を新設するといった考えから、平成21年12月より川西自治会と協議を重ね、最終的には平成23年2月に川西自治会の一定の同意を得たところでありますが、8月の実施設計で示された概算事業費が大幅に増額となったことから、先ほどお答えしたとおり、野菜残渣はめぐみ野土別には持ち込まず、新しい堆肥化施設で製造するなど市の事業とめぐみ野土別との連携を見直したため、当初補助事業の中で計画していた脱臭整備は困難となったことを受け、市費による設置も検討しましたが、結果的に難しいと判断したところであります。

こうした一連の事業計画の変更を11月24日、川西自治会臨時総会において説明し、同意を求めたところでありますが、自治会の方々からは、市がめぐみ野土別の臭気対策を講じることが本施設建設への前提条件であったといった発言が寄せられ、その場で了解を得るには至らず、再度協議の場を設けていただけるようお願いしてきたところであります。

次に、新たな堆肥化施設の建設及び管理運営に関して市とJA北ひびきとの事前協議についてであります。

JA北ひびきの共同選果施設から排出される野菜残渣につきましては、平成16年度よりその

処理対策が課題とされ、施設整備に向けた検討も行われてきた経緯があります。その後生ごみや汚泥も含め、土づくりの基本となる堆肥化施設の建設に向け、平成17年度からも土別市バイオマス利活用推進協議会での協議を経て、平成21年度からは市、ＪＡ、酪農組合連合会や肉牛組合など、各団体の代表者で組織する土別市低炭素むらづくり協議会へと移行し、地域のバイオマス資源の一元的な管理による堆肥化を進めるとともに、ＣＯ₂の削減やリサイクルシステムの構築を目指してきたところであります。特にＪＡ北ひびきとは、計画段階よりともに現地調査を行うとともに事前協議を要する事案には双方で協議しておりますし、円滑な事業推進に向けて協議会の幹事会の運営も担っていただいているところであります。

そこで、新しい堆肥化施設の管理運営についてであります。さきの第3回定例会の神田議員の質問にもお答えしたとおり、堆肥の販売や利用方法などの面からもめぐみ野土別の管理運営するＪＡ北ひびきが最適と考えられますことから、これまで事務レベルで協議を進めてきたところであります。何と言っても現時点では最終的な堆肥化システムの結論が出ていないこともあり、堆肥の販売価格やランニングコストの最終算定に加え、指定管理料の算定に関しても人件費、光熱水費、機械管理費、施設管理費に加え、人員の配置や堆肥の生産量によっては増減する費用もあるため、こうした課題を整理した上でＪＡとの正式協議に向け準備を進めてきたところでございます。

以上を申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 11月29日の市議会全員協議会での議論を踏まえまして、堆肥化施設の建設に向けた最終的な考え方について私から申し上げます。

これまで農林水産省の補助事業、低炭素むらづくりモデル事業を活用し、地域のバイオマス資源の一元的な管理によります堆肥化を進めるとともに、ＣＯ₂の削減やリサイクルシステムを構築し、低炭素なむらづくりを目指してきたところであります。

堆肥化施設の建設に向けましては、実施設計を経て来年3月、国の繰越承認が得られれば速やかに着工する予定でありましたけれども、建設予定の川西自治会との再協議を初め、さきの市議会全員協議会での場で議員各位から寄せられました導入予定の堆肥化システム見直し、施設の管理運営の方法、更に当初予算を大きく上回る事業費の確保など解決すべき課題も残されておりました。

こうした課題を本年度内に再精査して事業を継続することは、時間的にも事務处理的にも困難な状況にあったことから、昨日、副市長が農林水産省担当課に出向き今後の取り扱いについて協議を行った結果、堆肥化施設の建設地及び堆肥化システムとしての機械設備などを一たん白紙に戻した上で、補助事業を継続していくことの可能性についても今後十分協議させていただくこととしたところであります。

今後、生ごみや下水汚泥、更に野菜残渣の処理について引き続き検討していくものであります。低炭素なむらづくりを実現していくとした理念をしっかりと持ちながら、今後あらゆる対

応策について検討を重ね、市議会並びに関係団体にも御相談しながら方向性を決定してまいりたいと考えているところでございます。

また、ただいま斉藤 昇議員から今回のこの事業の進め方について、二転三転したことへの指摘、合わせて次長職による政策会議の位置づけについて市長はどう考えているのかというお話でありますけれども、今回のシステム選定にかかわりましては、先ほど経済部長から答弁申し上げたとおり、庁内で市民部、建設水道部、経済部で組織いたします施設検討委員会において、平成22年から9回ほど比較検討を進めてきたところでありますけれども、しかしながら、先ほど答弁いたしましたような内容になった次第であります。このことについては、議論のあり方について深く反省をし、この教訓をしっかりと生かしながら、今後事業選定等々含めながら当たってまいりたいと考えている次第であります。

なお、私は今日まで私のマニフェストもそうでありますけれども、主にソフト事業等々につきましては、例えば子育て支援策、あるいは地域担当職員制度の導入等々におきましては、政策会議を初め各種横断的なプロジェクトを庁内に設置をいたし、幅広い分野にわたって将来展望も含めて議論をしてまいりましたし、また、今回のまちづくり基本条例の計画に当たりましたも、次長職におけます政策会議はもちろんであります、庁議においても幅広い分野にわたってたび重なる議論をしてきたところであります。

しかし、斉藤 昇議員御指摘のとおり、ハード事業においては、国の法律、あるいは制度のクリアしなければならない課題も多数あるわけでありまして、そういった重要な政策の合意形成を図っていくためには、言われるとおり次長職におけます制度、法律も含めた幅広い分野にわたる会議、政策会議も充実をしなければならないことは当然でございます、先ほど御指摘のあった点については、今後政策会議及び庁議をより充実し、議論を深めていくことに意を配してまいりたい、こう考えている次第であります。

以上を申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。 （降壇）

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 再質問をいたしたいと思えます。

一つは、川西自治会との協議でございますけれども、さまざまな意見も寄せられて、特に臭気対策これを講じるという約束だったところ言われたんですけども、川西自治会との約束どおり臭気対策は、この堆肥化政策とは別にめぐみ野では市として責任を負ってやっていくのか、あの施設は農協の施設であり、農協の運営でございますけれども、市がここに臭気抜きをつけるという約束、これはきちっと理事会でもされているのかどうか、この点はいつ協議をするのかという点についてお答えいただきたいと思うんです。

更にまた、農協との円滑な事業の推進に向けてよく話し合いもなされてきたところおっしゃるんですけども、農協の決定機関である理事会、こういうものは理事会の中でもきちっと諮られて、市がこういう施設をつくったから農協にほら使えと言って丸投げではなくて、建設をしていく段階から農協の知恵を借りて、そして指定管理者も農協に行くのであれば、農協の理事

会というこういう場や総会の場を通じてもこれらをきちんと精査し、そして論議を積み重ねて
いって結論を得るようにすべきではないかと思うんだけど、この点について答弁をい
ただきたいと思うのであります。

更に、農協の理事会にはかけないで、なんか報告だけは言ったとこういうことだけでも、
やはりしっかりと理事会にもかけていただく、そういうことを今後していくべきではないのか、
こう思うんだけどもいかがでしょう。

議長（山居忠彰君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 私のほうから川西自治会との協議の中で、農協が所有し管理している
めぐみ野土別の脱臭対策についてお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、今回の堆肥化施設をめぐみ野土別の隣接地に建設する際に、その
地域の合意を得る前提条件といたしまして、めぐみ野土別の臭気対策をこの事業の中でやるこ
とということで、川西地域の一定の御理解を得た中でこれまで計画を進めてきたところでござ
います。

脱臭装置をつけられなくなったことに関しましては、先ほどお答えしたとおりでございます
けれども、その後めぐみ野土別の脱臭対策を今後どうしていくのかということでもありますけれ
ども、基本的にめぐみ野土別はJAさんの施設であり、管理しているところであります。これ
を市がここから撤退したことによって、市がここのかかわりをこれ以上継続するというこ
とは、困難であると考えており、めぐみ野土別に脱臭装置をつけるということは、市がつける
ということについては困難であると考えているところでございます。

次に、JA北ひびきとの関係でございます。

先ほどお答えしたとおり、JA北ひびきとは事前に調査なり検討をいたしてきたところでご
ざいますけれども、斉藤 昇議員からお話のありました理事会に正式提案ということには、実
質的には至っておりません。私ども市として指定管理料等々を含めた総体的な費用の算定に当
たりましては、まずは堆肥化システムのそのシステム自体をまずは決定する中で、そのこと
によって堆肥の量等も違ってくるものもでございます。そのことを最終的に決定した上で、最終的
には理事会に諮っていただくということをお話をしておりましたけれども、現時点で正式提案
するまでの協議には至っていないのが事実でございます。

今後、農協さんとのこういった協議において、農協さんとしても理事会には報告という形で
これまでの経過についてはされておりましたけれども、市からの具体的な提案がないものを理
事会のほうには御提案ということにはなっていないのが現状でございます。

以上を申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） もう1点は、非常に自治会の皆さん方からも寄せられていたのは、汚泥
堆肥の問題であります。下水道の終末の汚泥を堆肥化するんだと、これは別枠でつくるんだと
言うけれども、汚泥堆肥だよと言っただけで農家はだれも使わないと、やはりクリーンな農業

やそういうものからいっても、堆肥だ堆肥だと言っても汚泥堆肥ですという、そんなことをもって堆肥が作られても、農家はこれを利用しない、こう言われているんだけど、こういうことにもきちんと耳を傾けたのか、私は1から仕切り直すと言うんだけど、本当に慎重に土別の堆肥化施設としてこれは立派だと、よしこれはほかの市町村にも普及していくようなそういう堆肥化の施設なんだと言われるものを真剣に議論をしてやはりつくり上げていただきたい、そのためには職員もそういうところのいわば実際に研究のために研修に行くとか、そういうことも含めて考えていただきたいと思うし、議会としても私はこれら大きな問題については、議会としてもどうするかという問題は、議会そのものの話になるけれども、しかし、市理事者ともどもこれらについても議会としてもきちんとしたものをつくり上げていきたいというそういう決意も申し上げて、再度答弁を求めたいと思います。

議長（山居忠彰君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 斉藤議員の再々質問にお答えいたします。

ただいま汚泥堆肥の関係について御質問がございました。汚泥堆肥につきましては、基本的にこの堆肥化システムの中で生ごみと汚泥と野菜残渣、この三つを処理するというところで、さまざまその手法につきましては、考え方が変わったところがございます。最終的に現時点でめぐみ野とは切り離す中で、生ごみと野菜、残渣のラインと、汚泥のラインという二つのラインということで今想定したところでございます。

そこで、汚泥の堆肥についてどのような利用の調査ということでのお話でございます。これにつきましては、今から5年ほど前、平成18年になりますけれども、農家さん585戸からアンケート調査によりますと、その段階では汚泥堆肥を利用するといった方が34%ございました。そのこともありまして、この堆肥化施設の中では汚泥の堆肥ということの活用の可能性については十分あると考えておりましたけれども、さまざまな御意見の中で、汚泥についていろいろ不安という声も実際伺っているところでございます。

今後の構想につきましては、これが一たん白紙の中で更に検討を進めてまいるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、その生ごみ、汚泥、野菜残渣については、何らかの形では処理をしていかなければならないといった課題もございますので、この汚泥を堆肥にいくのか、処理するのか、それらも含めまして今後検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） ぜひこれは最終一般廃棄物の処分場の関係もございまして、菅原議員からもお話、質問出ておりましたけれども、これらとも十分に兼ね合わせて、なんか汚泥堆肥の部分だけに、何億も8億かけるんだとか7億かけるんだとかという議論よりも、やはり一般廃棄物の処理場の検討も含めて、構築していくべはないかこう思っておりますけれども、ぜひそうして進んでいただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（山居忠彰君） 所定の質問回数を超えておりますので、これ以上質問はできません。

ここで昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 5 0 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

議長(山居忠彰君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番 小池浩美議員。

1 1 番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

初めの質問は、後期高齢者医療制度にかかわってお聞きいたします。

2008年度から始まった後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別枠に囲い込み、高齢者の医療費を抑制し、少ない年金から保険料を天引きするなど、始まる前から高齢者いじめの制度だと国民の大きな批判を受けていたものです。実施直前には、野党4党が一致して廃止法案を国会に提出するなど、国民からレッドカードを突きつけられた制度です。制度廃止の公約を掲げた民主党が政権をとりましたが、政府は制度廃止を先延ばしにしており、約束不履行と国民の怒りを買っているのは御承知のとおりです。

さて、本年11月25日に北海道後期高齢者医療広域連合は、2010年度の決算議会を開きましたが、2010年度決算において21市町で87件、総額577万円の滞納差し押さえがあったことを明らかにしました。滞納者の多くは、年金額が年18万円未満などの少額受給者だということです。しかもわずか114円、4,000円、8,000円の預貯金を差し押さえしている例もあるとのこと。

後期高齢者の保険料は、ほとんどが年金から天引きされていますが、年額18万円未満の少額な受給者は窓口支払いとなります。そして、滞納取り立ての役回りは市町村なのです。

そこで、本市における保険料納入と滞納実態についてお聞きいたします。

2008年度、9年度、10年度の滞納者数及び滞納金額についてお聞きいたします。また、差し押さえなどはあるのか、短期証や資格証明書などの発行はあるのかお聞きいたします。

滞納者の生活状態はどうか、どのような理由から滞納に至ったのか、そして、滞納者への納入勧奨など対応はどのようにされているのかお聞きいたします。納めたくても納められない、申しわけないと小さくなって生きていかなければならない市民に対して、親切な対応と生活援助のさまざまな施策を使って支えていくことを求めておきます。

更に、来年度からの保険料が1人当たり14.5%も上がると試算されています。11月1日の道議会保健福祉委員会において、基金などの手当をしなければ保険料は現行より14.5%上がって、7万3,987円になると北海道広域連合の試算が示されました。これ以上の保険料引き上げは高齢者の負担を大きくし、治療を抑制して病気を悪化させ、一層の滞納者を出すことになると思いますが、2012年度から13年度における新たな保険料について、現時点で把握している保険料試算額をお示してください。

私は議会質問において何度も制度の抱える問題点を指摘してきましたが、保険料の負担が大きいため、病気になっても病院に行かない、行かない人たちを増やすことになるこの制度は、廃止しかないと考えております。

そこで、来年度からの保険料の引き上げについて、北海道広域連合議会の議員である牧野市長のお考えをお聞きいたします。

国の財政支援はもちろんのこと、北海道の安定化基金、あるいは剰余金の活用などで保険料引き上げを抑える、このことを国や道に強く求めていくべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

私から保険料改定に対する考え方をお答えし、本市の後期高齢者の生活実態、滞納実態については、市民部長からお答えいたします。

後期高齢者保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費や加入者の増減を考慮し、2年ごとに見直すことになっており、平成24年度が改定年度に当たり、1人当たりの医療費の伸び、後期高齢者負担率の上昇等を勘案し、北海道後期高齢者医療広域連合において、3パターンでの試算がなされたところであります。

まず、第1案の剰余金や財政安定化基金を活用しない場合であります。1人当たりの保険料は、現行の年6万4,593円に対し7万3,987円と14.54%の増。第2案として、保険料上昇抑制財源として、剰余金20億円を活用した場合は、7万2,974円と現行に対し12.98%の増。第3案として剰余金20億円、財政安定化基金82億円を活用した場合は、6万8,784円と6.49%の増となるものと試算されているところであります。

11月2日付の新聞では、24年度保険料のうち均等割を2,208円引き上げ4万6,400円とする、つまり第3案での改定が決定されたとの報道がなされましたが、道の広域連合ではこの報道は誤りであり、今後引き続き内容を精査、再試算し、北海道との協議の上、来年2月の広域連合議会に提案する予定とのことですので、今後その動向に注視してまいりたいと考えております。

私は、保険料が保険給付のため、また制度を安定的に運営する上で不可欠で重要な財源と理解しておりますが、22年度保険料改定の際にも、小池議員のお尋ねにお答えしたとおり、保険料の負担が増加することは、年金で暮らされているなど低所得者が多い高齢者にとって大きな負担となるものであり、極力避けるべきと考えるものであります。

こうしたことから、これまでも道の広域連合を通じ、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対して対策を講じるよう求めてきたところでありますし、今年の全国市長会においても、24年度保険料改定に当たり、保険料増が見込まれる場合は、国の責任において十分な財源措置を講じることを全国会議員及び国に対し提言をしてきているところであります。私も広域連合議員の1人として、引き続き国への財政支援、更には道の財政安定化基金の積み増しや剰余

金の活用などについて強く働きかけてまいる考えであります。

また、後期高齢者制度については、26年3月を目途に制度改正が予定されておりますが、この改正に際しましても、高齢者の方々が適切な負担のもと安心して加入できるといった生活者目線で信頼される制度となるよう働きかけてまいる考えであります。

以上を申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） 私から本市の後期高齢者の生活実態及び滞納実態についてお答えいたします。

まず、生活実態であります。

平成22年度の保険料の低所得者などに対する軽減状況から見ますと、本市の被保険者数3,828人のうち均等割軽減で申しますと9割軽減者が898人、8.5割軽減者が990人、5割軽減者は126人、2割軽減者は305人で、計2,319人となり、全体の約6割の方が均等割軽減を受け、所得割の5割軽減では371人、全体の1割の方が軽減を受けている状況でありまして、広域連合全体の状況と比較して軽減を受けている方の割合が多いことから考えますと、本市の場合、低所得者が多い状況にあります。

また、保険料の滞納の状況であります。平成20年度は滞納者9名で、滞納額は26万6,700円、21年度6名で25万7,500円、22年度7名、24万6,600円であります。

そこで、滞納されている方の生活実態であります。収入の状況で申し上げますと、被保険者を含めた世帯の収入で50万円以下が1世帯、50万円から100万円以下が1世帯、150万円から200万円以下が2世帯、200万円から250万円以下が1世帯、300万円以上が2世帯であります。一定の収入がある場合であっても家族の借入金の返済を背負っていたり、長期間施設に入所するなどにより生活が苦しいなどさまざまな事情を伺っているところであります。

これら滞納者への対応につきましては、督促状の送付や電話での督促、戸別訪問などにより納付勧奨を実施するほか、納付相談の機会をできる限り設けることにより滞納世帯の生活状況の把握に努め、保険料の納付が困難な方につきましては、分割納付や減免制度、各種福祉施策の活用についての説明を行うなど表面上の収入だけで判断することなく、滞納者の生活実態に応じた納付を促しているところであります。

後期高齢者医療制度においても、保険料が滞納となった場合、短期被保険者証及び資格証明書を交付することができるほか、いわゆる預金などの差し押さえが可能となっております。本市ではこれまで納付できる生活状況にありながら保険料を納付しないといったケースはないことから、制度開始の平成20年度から現在までこれらの実績はないところであります。ただ、後期高齢者に限らず保険料などの収納確保は、市民負担の公平性を図る観点からも重要であり、制度を適正かつ安定的に運用するために不可欠な取り組みでありますことから、仮に十分納付できる状況にもかかわらず納付しないといった誠意のないケースが生じた場合には、適切な収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 一つ確認するんですけども、保険料のことですが、パターンを三つに分けて保険料を試算されたということで、そのパターンの3番目の財政安定化基金を使うと、剰余金も全部使うというような条件のもとでの1人当たりの保険料額は、6万8,784円とおっしゃったんですか、そこら辺確認したいと思います。

そして、その金額というのは、今現在の後期高齢者の保険料と比べると、それは同じぐらいなのか、低いのか、高いのか、そここのところも教えていただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） お答えいたします。

いわゆる剰余金と財政安定化基金を活用した場合ですけれども、現在の1人当たりの保険料、均等割、所得割合わせてになりますけれども、現在6万4,593円が6万8,784円になるとされておりまして。

それで、その内訳的になるんですけども、その6万8,784円のうち、均等割が現在の4万4,192円から4万6,400円に上がって、所得割につきましては、現在の10.28%から11.65%に上がるという試算をされています。所得割それぞれ個人で変わりますので、それらを平均的に考えると、1人当たりの保険料が6万8,784円ということで、4,200円近く上がるというような試算結果になっております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） ぜひとも牧野市長には議員として全力を尽くして、もうこれ以上上がらないように国・道に大いに働きかけていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

（登壇）2番目の質問は、来年度から始まる第5期介護保険事業についてです。

初めに、2009年度から2011年度までの第4期介護保険事業計画の実施状況について何点かお聞きいたします。

第4期事業計画では、計画を進める基本的な施策の一つとして、生きがい対策と支え合いの体制づくりが掲げられていますが、推進事業としての地域支援ネットワークづくりについて、今日までの取り組み状況についてお聞きいたします。

また、地域支援事業における介護予防事業、包括的支援事業、そして、任意事業についてそれぞれの実績と評価をお聞きいたします。そして、これら事業費は介護給付費全体の何%を占めるのでしょうか。お聞きいたします。更に、介護保険給付費の3年間の計画値に対する実績はどのようなものであったのかお知らせください。

次に、2012年度から14年度までの第5期介護保険事業計画についてお聞きいたしますが、国が第5期計画において力を入れて推進しようとしている地域包括ケアシステム、これはどのよ

うな内容のものなのでしょうか。利用者ニーズにこたえるものなのでしょうか。利用者への負担はどうかお聞きいたします。

6月成立の改正介護保険法による日常生活支援総合事業については、事業の導入に反対の立場で何度か質問しておりますが、これは地域支援事業として市町村の判断で新たに事業を起こすことができるものです。日常生活支援総合事業は、要支援1または2と認定された高齢者と介護保険非該当とされた高齢者を対象に、訪問通所サービスや配食、見守りなどの生活支援サービスを支給する事業です。サービスの内容も料金設定も市町村任せとなり、サービスの担い手もボランティアなどでもよいとされています。民間やボランティアの参入では、利用者へのサービス低下は明らかです。地域支援事業は、介護給付費の3%以内でと限定されており、現行のサービスを後退させる懸念があります。この事業は行うべきではないと再度求めるものですが、お考えをお聞かせください。

次に、第5期における第1号被保険者の介護保険料についてお聞きいたします。

これまでも保険料は引き上げないよう求めてきましたが、介護給付費準備基金なども第4期の保険料軽減などのために取り崩してしまい、第5期での保険料軽減は難しいとの御答弁でした。

そこで、提案するものですが、財政安定化基金の取り崩し額のうち、国や道の分も市町村へ交付するよう働きかけ、また一般会計から繰り入れるなどしてこれ以上の保険料引き上げをすべきではないと考えますが、お考えをお聞きいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） お答えをいたします。

まず初めに、第4期介護保険事業計画の中の地域支援ネットワークづくりの取り組み実績があります。この主な取り組みといたしましては、22年度において65歳以上のひとり暮らし高齢者と更には23年度に高齢者世帯の実態調査を実施し、この結果からごみ出しや掃除、調理など日常の家事が困難となっていることに加え、話し相手がいない、近所づき合いがない、外出しにくいなど孤立化している高齢者の方も少なくないところとなっております。

このため、こうした高齢者ニーズに対応するため、声かけ、安否確認等の見守りや一部生活支援について自治会、民生委員、社会福祉協議会、行政等によります高齢者地域支え合い検討会議を設立し、生活・介護支援サポーター養成事業を行う中で、この支援等について検討いたしましたところであります。

更に、警察、医療機関、民生委員、介護サービス事業者、行政等で構成する士別市高齢者虐待防止ネットワーク会議において専門会議での協議や虐待防止について全戸啓発を行うとともに、家庭や地域での迅速かつ的確な高齢者の虐待防止に当たっております。

また、士別市SOSネットワークにおいては、警察や消防署、ハイヤー協会、バス会社などの運輸事業者等と連携し、認知症等を要因としての徘徊などによる行方不明高齢者の早期発見により、高齢者の生命の安全と家族が安心することのできる取り組みを実施いたしております。

次に、地域支援事業における介護予防事業、包括的支援事業、任意事業についての取り組み実績と評価についてであります。

まず、介護予防事業につきましては、高齢者の方が介護が必要とならないための介護予防の知識や技術を普及啓発するため、自治会等に出向いて実施する出前講座や介護予防の必要な高齢者の送迎を行ってのいきいきデイサービス、更には運動機能や口腔機能の向上を図るため、サフォークジムと歯ツラツ教室を開催しております。

また、包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターを初め市内3カ所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者の総合相談や人権を守るための権利擁護事業及び要介護状態になるおそれの高い虚弱な身体状態にあると認められる65歳以上の高齢者を対象として、介護予防ケアマネジメントを行っております。

更に、任意事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう声かけ、安否確認等の福祉パトロール事業や見守りも兼ねた配食サービス事業、更には市民対象に適切な介護知識や技術習得のための介護教室などを行っております。

これら取り組みの評価といたしまして、まず介護予防事業につきましては、出前講座等の実施により、市民の方々の介護保険サービスや認知症等についての知識と理解が深まり、また、サフォークジム、歯ツラツ教室において、機能訓練修了後にはほとんどの方の身体機能が向上改善するなどの効果が出ており、更に送迎を行ってのいきいきデイサービスでは、閉じこもりがちな方も利用することができ、こうした方々は他の利用者との交流が図られますことから、大変好評を得ている取り組みとなっております。

また、包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターを中心に、高齢者の総合相談を実施する中で、相談者個々の状態に応じた適切な制度、サービス、支援機関につないでいくワンストップサービスを行うことで、高齢者や家族の方が安心できる相談体制整備が図られており、こうした包括的支援事業について評価をいたしているところであります。

更に、任意事業につきましては、福祉パトロール事業等の実施により、高齢者が安心・安全な生活を送ることができるとともに、介護教室においては、毎年多くの市民の参加により介護に対する理解の拡大が図られてきているところであり、このことについても評価をいたしているところであります。

この地域支援事業の実績額につきましては、予防事業、包括的支援事業、任意事業費合わせて平成21年度は約4,420万円、22年度は約4,470万円、23年度は4,500万円の事業費になるものと見込んでおり、各年度の計画介護給付費全体に占める割合は、21年度2.82%、22年度2.81%、23年度は2.81%となるものと見込んでいます。

更に、介護給付費3年間の計画に対する実績についてであります。

平成21年度は、計画値約15億6,800万円に対し、実績額は15億6,000万円、22年度は、計画値約15億9,000万円に対し、実績額16億6,600万円、23年度は計画値約16億500万円に対し、実績額は18億300万円になるものと見込んでいます。

この中で、平成22年度及び23年度の実績額が計画額を大きく上回った要因といたしまして、平成21年度国において実施の経済危機対策を活用し、グループホームや小規模老人保健施設等の介護基盤整備が行われたことにより、給付費が増加したものであります。

次に、第5期介護保険事業計画における地域包括ケアシステムについてであります。

地域包括ケアシステムにつきましては、近年の急速な高齢化の進行に伴い、独居高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中で、こうした方々が要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域において継続して生活ができるよう、住まい、介護、医療、生活支援サービス等を一体化して提供していこうとするものであります。

こうした中で、国は特に団塊の世代が高齢期を迎える26年度以降を見据え、第5期事業の中で地域包括ケアシステムについて4期までの取り組みを更に充実強化させて実施しようとするものであり、具体的には24時間対応の訪問介護、訪問看護等の介護サービス、見守りや配食、買い物支援など多様な生活支援サービス、できる限り要介護状態とならないための予防サービス、24時間対応の訪問医療サービス、更には高齢者住まい法を改正してのサービスつき高齢者住宅の整備など個々のニーズに即応し、切れ目なくこれらのサービスについて提供していく内容となっております。

また、この地域包括ケアシステムは、利用者ニーズにこたえ得る事業であるのか、更に利用者負担はどうかとのことについてであります。

まず、ニーズに沿った取り組みであるかとのことにつきましては、ただいま申しあげましたように、地域包括ケアシステムは、多様なサービスが設けられておりますので、例えば入退院を繰り返すような高齢者の方にとっては、退院後の安心・安全な在宅生活が可能となるよう、医療と連携しての訪問診療、訪問看護、更に介護サービスとしての訪問介護、生活支援などを組み合わせて継続して支援を受けることができますし、更には24時間対応の支援整備によって、一日中介護などが必要な方にとっては、安心した生活を送ることができるとともに、家族の介護負担軽減化も図られますことから、ニーズにこたえ得ることのできる取り組みではないかと考えております。

利用者負担につきましては、現在これらサービスの来期の介護報酬は示されておりませんが、どれくらいの負担額となるのかわからないところでありますが、介護認定を受けている高齢者の方がケアシステムのサービスを受ける場合は、一部サービスつき高齢者住宅を除き、現行制度と同様にサービス給付費の1割が利用者負担となるものでありまして、特にこのシステムでのサービス負担が高くなるというものではないところであります。

次に、改正介護保険法による日常生活支援総合事業の取り組みについて、実施すべきではないとのことについてであります。

総合事業の現時点における事業内容につきましては、要支援1、2の方と認定審査を受けたが要支援に該当しなかった非該当の高齢者を対象として、現行の介護保険制度に基づく地域支援事業の中で、訪問介護、通所介護サービスと合わせて配食サービス及び安否確認等見守りな

どのサービスを組み合わせ、総合的サービスとして提供する事業であります。

この取り組みにかかわってこれまでも議会で答弁申し上げてまいりましたが、要支援1、2の高齢者は、この総合事業と現行の介護保険予防給付事業それぞれの訪問介護と通所介護において、重複して同一のサービスを受けることはできないこととなっておりますことから、市町村や包括支援センターは、高齢者本人の意向確認を行うとともに、身体の状態に応じて予防給付事業で対応するのか、それとも総合事業で対応するのか判断し、決定することとなっております。

この総合事業の現在国から示されております財源につきましては、現行制度同様の介護給付費総額の3%の地域支援事業費の中で実施するものとなっております。そこで、来期から総合事業を実施したとした場合、これまで現行の介護予防給付事業の訪問介護、通所介護を利用していた要支援者が総合事業の訪問介護、通所介護に移行し利用した場合、総合事業費は拡大し、その費用は3%枠の地域支援事業費を超えますと、その超過額につきましては、市の一般財源で給付しなければならないところとなっております。

また、総合事業に計画されている各種サービスにつきましては、要支援1、2の方の訪問介護、通所介護については、現行の本市介護保険予防給付事業で実施いたしておりますし、更に非該当の高齢者等の訪問通所介護については、地域支援事業等の自立支援ホームヘルプサービス、いきいきデイサービス事業で現在既に支援を行っているところであります。更に、配食サービスと声かけ安否確認等の見守りにつきましては福祉パトロール事業として、同じく地域支援事業の中で取り組みを行っているところであります。

したがいまして、総合事業を5期計画期間に導入しなかったとしても、高齢者の各種介護福祉等のサービスが低下するという事はないものと考えておりますし、ただいま申し上げましたように、総合事業の利用状況によっては大きな市財源の負担が伴うことも懸念されますことから、こういった総合事業内容から判断し、現時点において本事業について導入いたさない方向で検討いたしているところでございます。

次に、第5期の介護保険料についてであります。

都道府県に設置の財政安定化基金につきましては、市町村の介護給付費の増加や保険料の収納不足により、介護保険会計に赤字が出ることになった場合、市町村にその資金の交付、貸し付けを行うものであり、市町村の介護給付事業に要した額に応じ、国、都道府県、市町村がそれぞれ3分の1の額を拠出しているもので、平成12年度から本市が拠出した総額は3,111万4,000円となっております。この基金について、国は第5期の保険料が大幅に上昇することが見込まれましたことから、基金のうち第5期以降の介護保険給付事業費の収支不足等への補てん額を見込み、これを除いた基金について取り崩すこととしたところであります。このことによります本年10月時点での本市への交付算定額は約2,040万円となっているところであり、この額を1号被保険者の年間保険料軽減額として算出いたしますと、1人当たり950円程度となるところであります。

この基金からの道内各市町村の取り崩し額については、小池議員お話のように各市町村保険料の軽減化が十分に図られないことから、本年10月に北海道市長会から道に対し、北海道分の取り崩し額について、市町村の保険料増加の抑制に充てていただくよう要請いたしたところであり、道はこのことを受け、最終的な基金の交付額につきまして、明年1月に各市町村に提示するところとなっております。

なお、保険料への市財源の繰り入れにつきましては、介護保険制度は40歳以上の国民で助け合う制度であり、その財源は国、都道府県、市町村の公費負担、更には1号、2号被保険者の保険料においてそれぞれその割合が定められており、負担するものでありますので、市財源からの繰り入れを行うことは、こうした相互負担により支えられている介護保険制度の根幹に影響を及ぼすこととなるものであり、国により一般財源からの繰り入れは適当でないとの指導を受けているところであります。

こうしたことから、本市の第5期保険料につきましては、ただいま申し上げました道からの交付額の動向を注視をするとともに、さきの第3回定例会において答弁申し上げましたとおり、保険料負担の第3段階及び4段階の所得区分の細分化と合わせ、現行の保険料7段階を更に拡大することで負担能力に応じた保険料設定や低所得層の方々に対する軽減策の実施を検討いたしてまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 3番目の質問は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌のワクチン接種及び妊婦健診への助成継続についてです。

国と市がそれぞれ事業費の2分の1を負担して、本年1月からこれら三つのワクチン接種が全額公費負担で実施されました。初めに、その接種実態についてお聞きいたしますが、2010年度及び11年度の今日までの予算上の対象者数に対して実際は何人接種されたのか、実績をお聞きいたします。また、市の持ち出し額について、予算額に対する決算額はどれほどでしょうか。

子宮頸がんワクチンなど三種のワクチン接種への補助事業は、2011年度末までとなっております。本来ならばこれらワクチンは、国民の健康を守るために公費負担で定期接種化されるべきものであり、定期接種化が実現するまでは、国の責任で助成を継続するべきものです。短期の時限措置で終わらせることなく、2012年度以降の事業継続を強く求めるものですが、もし国がこの事業を今回限りで打ち切ることにしたとしても、私は市単独でも事業を継続することを求めますが、お考えをお聞きいたします。

また、市単独で全額助成を実施した場合、2012年度の試算額はどれほどかお聞きいたします。

次に、妊婦健診事業の継続についてお聞きいたします。

本市の妊婦健診は、健診回数が14回であり、全額公費負担ですので、市民には大変喜ばれております。お聞きしますが、この事業は他市町村で健診した場合、どのように適用されるのでしょうか。また、他市町村での健診でも本市の制度が適用されることを妊婦さんに十分に周知

されているのでしょうか。

この妊婦健診への国の補助も2011年度までとなっています。妊婦の安全な出産と健康な子供の出生のためには、絶対に必要な妊婦健診であり、母と子の命と健康に欠かせない妊婦の無料健診は、これからもずっと継続して実施することを求めますが、お考えをお聞きいたします。

(降壇)

議長(山居忠彰君) 織田保健福祉部長。

保健福祉部長(織田 勝君)(登壇) お答えいたします。

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌のワクチン接種及び妊婦健診への助成継続についてであります。

初めに、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を活用し、23年1月から実施した子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの平成22年度及び23年度における接種実績であります。

まず、子宮頸がんワクチンは、22年度の中学1年生から高校1年生までの対象者数371人のうち接種者数は219人で、接種率は59%となっております。23年度につきましては、対象者数254人に対し、10月末現在で136人が接種しており、接種率は53.5%となっております。また、子宮頸がんワクチン接種料の決算額につきましては、22年度が予算額874万7,000円に対し、654万9,000円となっており、その財源は国庫補助額が324万3,000円、市補助額が同額の324万3,000円、更に本事業の開始時期は、23年1月からの実施であるため、中学1年生から高校1年生の対象者が事業開始以前の22年4月から12月までに接種を受けていた場合、補助対象とならないことから、事業の公平化を図るため、この間の接種者に市単独事業を実施しており、この支援額が6万3,000円となっており、市一般財源は合わせて330万6,000円となっております。23年度は予算額1,066万3,000円に対し、接種費用は778万円となっており、財源は国費が389万円、市費が同額の389万円となっております。

更に、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、対象が0歳から4歳児までとなっており、22年度の対象児童数878人に対し、ヒブワクチン接種者数は301人で、接種率は34.3%、小児用肺炎球菌ワクチンの接種者数は280人で、接種率は31.9%となっております。23年度につきましては、10月末現在でヒブワクチンの対象者数545人に対し、接種者数は163人で、接種率29.9%、小児用肺炎球菌ワクチンは566人に対し、146人が接種しており、接種率は25.8%となっております。また、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの22年度の決算額につきましては、両ワクチン合わせて予算額745万6,000円に対し470万6,000円で、財源は国庫補助額が158万1,000円、市補助額は同額の158万1,000円、更に子宮頸がんワクチン同様に23年1月からの取り組み事業であるため、23年1月から3月までの間に4歳である児童は、補助対象となるが、その児童と同学年の22年4月から12月までに5歳に達した児童は、補助対象とはならず、このように学年が同じでありながら接種支援に不公平が生じることから、この5歳の児童と更には4月から12月までの間に接種を行った児童に対し、市単独事業で合わせて154万

4,000円支援しており、市一般財源は合計312万5,000円となっております。23年度につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン合わせて予算額648万2,000円に対し、接種費用は404万8,000円となっております、財源は国費が202万4,000円、市費が同額の202万4,000円となっております。

また、本事業について、24年度以降も支援を継続すべきとのことについてであります。

まず、国の本事業の24年度以降の継続事業につきましては、厚生労働省において24年度もこれまでに引き続き接種できるよう予算確保に努めることとしており、本日の北海道新聞におきましても、政府において助成事業を24年度まで延長するといった方針であることについての報道がなされているところであります。

しかしながら、もし国において本事業を今回限りで打ち切ったとしても、市においてはどのように対応するかということについてであります。これらのヒブ、小児用肺炎及び子宮頸がん等の予防接種が行われている疾病は、感染の初期症状が風邪などの症状に似ていることから、早期診断が難しく、また、感染症と診断されても治療が困難な場合もあるところとなっております。このようなことから、ワクチン接種はこれら疾病の感染を未然に防ぐとともに、重症化予防や感染症の蔓延予防に最も有効な対応策でありますので、もしも国において事業継続が実施されなかった場合にありましても、本市の単独事業として引き続きワクチン接種助成事業の実施を検討いたしてまいります。

この場合の事業費につきましては、全額助成で試算をした場合、3ワクチン合わせて24年度助成額は、約1,120万円見込まれるところとなっております。

次に、妊婦健診の助成継続についてであります。

妊婦健診につきましては、近年出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健診を受診されない妊婦もみられるなど、母体や胎児の健康確保を図る上で健診の重要性、必要性が高まっているところであり、健診を促進するため、平成21年度から公費負担による健診回数を14回に増加し、実施いたしているところであります。

そこで、本市に居住する妊婦の方が里帰り等により他市町村で健診を受けた場合の助成についてであります。このことにつきましては、道内の産科の医療機関については、そのほとんどと北海道が市町村を代表し、協定を締結いたしておりますことから、公費での健診が可能であります。道外で受診される場合は、この適用となりませんので、健診料を一たん自己負担の上、その後領収証等を添付し、申請をしていただき、直接妊婦の方に交付をいたすところとなっております。また、このことの周知につきましては、母子手帳交付の際に市窓口において、妊婦の方に市外の医療機関で受診されても助成が可能となることについてお知らせいたしているところであります。

更に、本事業の24年度以降の継続実施についてであります。国の継続事業につきまして厚生労働省において24年度も引き続き予算確保に努めるというふうにいたしているところでありま

して、そういう状況にありましても、もしも事業継続が行われなかった場合にありましては、妊婦の方が安心して妊娠、出産するために健診は極めて重要な取り組みでありますので、さきに申しあげました子宮頸がん等予防ワクチンと同様に、本市の単独事業として継続実施を検討いたしてまいりたいと存じます。

以上を申しあげまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 4番目の質問は、新たな児童館建設についてです。

あけぼの児童館が狭隘で老朽化していることから、その改築を望む市民の声は大きいものがありました。2013年度をめどに新しく児童センターが建設されることとなり、うれしく思っております。

現在放課後の児童を受け入れる施設は、市内の三つの児童館と南小学校にある放課後子ども教室、朝日町の学童保育室があり、三つの児童館の中には定員が30名前後の学童保育室が設置されています。

初めに、現在の児童館の利用状況についてお聞きいたしますが、それぞれの児童館における最近の1日平均利用実数と学童保育室の利用実数についてもお知らせください。

次に、新しく建設される児童センターについてお聞きいたしますが、現在のあけぼの児童館敷地と隣接する市営住宅敷地をまたいで大きな施設建設を計画しており、小学生のみならず、中学生、高校生も利用できる内容となっておりますが、どのような構想を持って建設計画を策定されたのかお聞きいたします。

子供たちや保護者、あるいは児童館で働く職員などの希望や要求をアンケートなどで集約していると聞きますが、これらの声をどのように生かしていくのでしょうか。パブリックコメントの実施などで市民の声を聞くべきではないでしょうか。特に保護者からは、昨今の世相から小学生と中高生が一緒にいることへの不安の声が少なからず出ています。一方、子供たちにはあふれるような期待感があるとも聞いております。こうしたさまざまな声をどのように建設計画、あるいは施設運営に反映させていくのかお聞きいたします。

11月には、児童館建設委員会より市長に対して新児童センター建設に関する提案書が提出されましたが、建設委員会の構成とどのような提案がなされたのかお聞きいたします。

新しい児童センターの運営内容については、今までの児童館運営規則によるものとは大きく異なると考えます。例えば利用時間の延長、担当職員の増員や配置、あるいは学童保育室の受け入れ児童数や年齢幅への配慮、担当職員のあり方等々これらについては、今後どのように検討していくのでしょうか、お聞きいたします。

なお、新しい児童センター建設により現在南小学校で行われている放課後子ども教室のありようはどうなるのかもお答えください。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、現在の児童館の利用状況であります。あけぼの児童館については、平成21年度の1日平均利用数は約45名で、うち留守家庭保育は、定員30名に対し約43名、22年度は1日平均約41名で、そのほとんどが留守家庭保育の利用となっております。

また、22年度から南小学校に開設した、あけぼの留守家庭保育室分室は、定員25名に対し1日平均約17名の利用となっており、更に22年6月に開設いたしました放課後子ども教室の利用実績は、159日の開設日数で、1日平均約10名の利用となっております。

そのほか、ほとと児童館については、21年度1日平均約34名で、うち留守家庭保育は定員35名に対し約32名、22年度は平均32名で、うち留守家庭保育は約31名であります。

西児童センターについては、21年度1日平均約30名で、うち留守家庭保育は定員35名に対し約27名、22年度は平均約31名、うち留守家庭保育は約29名であります。

朝日学童保育所は、留守家庭保育室のみの運営で、21年度は定員35名に対し約10名、22年度は約9名となっております。

次に、これら児童館の中のあけぼの児童館を廃止し、建設予定の新児童センターについてどのような構想を持って建設するかについてであります。

近年、共働き家庭の増加などによりまして、留守家庭保育室の登録児童数が定員を大きく上回る状況にあり、特にあけぼの児童館については、登録児童数が定員の3倍以上となっていることから、施設が狭隘化しており、加えて建築後45年が経過し、老朽化が著しい状況となっておりますことなど、留守家庭保育室の早急な整備が必要となっております。

更に、子供全体の現状として、自由で安全な遊び場が少なくなっておりますことから、子供の安全かつ健全な居場所づくりが必要となっており、小学生、中学生、高校生などすべての児童が相互に交流し、自主性、自立性をはぐくむために利用する拠点施設として、現在のあけぼの児童館を廃止し、平成24年度に新児童センターの建設を計画しているところであります。

また、この児童センター建設や運営に当たって、多くの市民の声を集約し、それをどのように生かしていくのかということについてであります。

新児童センターの建設につきましては、当初より児童館の利用者である子供の意見を十分に取り入れ、子供自身がつくる施設建設を目標とし、より多くの子供たちの考えや思いを盛り込むことを第一として計画を進めてまいりました。

こうしたことから、建設にかかる検討につきましては、学校関係者や保護者及び有識者で構成する土別市児童館運営委員会メンバーを中心として、児童館建設委員会を設置するとともに、子供自身の意見を数多く取り入れるため、市内小中学校、高校の代表児童12名による子ども建設委員会を設け、あわせて児童館担当職員や設計担当者も加わったのワークショップを開催するとともに、札幌市や石狩市などの先進市視察について、児童の参加も得ながら施設の基本設計原案の作成に当たってまいりました。

また、10月には留守家庭保育室に通う児童の保護者に対して、新児童センターに関するアンケート調査を実施いたしました。中学生や高校生と利用を同じくすることに関しては、約半

数の保護者から特に不安はないとの回答がありましたが、一方では子どもたちの体力面の差からけがが心配、小学生と高校生を一緒にして大丈夫かといったことなど、幅広い年齢の児童を対象とする施設への率直な心配の声もいただいたところでもあります。ただ、子ども建設委員会においては、今回の視察や施設設計の検討などを通じて、小学生から高校生まで年齢を超えた交流が生まれており、委員会への児童の声として、幅広い年齢層の児童と児童センターで過ごすことは問題がないという意見も多く、年長者が年少者の面倒を見て、年少者は年長者から学びたいといったような意見が出されたところでもあります。

こうしたさまざまな子ども委員会や保護者、児童館担当職員などの意見について、児童館建設委員会において集約、検討が行われ、11月に建設計画、運営内容等について取りまとめられた提案書の提出がなされたところでもあります。

その内容についてであります。まずは18歳までのすべての児童の居場所を確保するとともに、小学生と中高生の体格面を考慮して利用時間帯を区別することや、中高生の利用に伴う開館時間の延長、更には子供たちみずからの意見を持ち寄り、イベントの企画や運営を進める子ども運営委員会の設置などについての内容でございました。

また、施設設備的には、留守家庭保育を充実するために、保育室を二部屋設置すること、更に中高生の自主交流や利用に配慮したスペースとして、談話室、調理室、多目的室、音楽スタジオなどを新たに設置することなどでありまして、市といたしましては、こうした提案内容を尊重し、整備計画を進めていく考えであります。

なお、南小学校で実施の放課後子ども教室について、新児童センターで実施するののかのことにつきましては、子ども教室は校内での取り組みのため、利用する児童にとって利便性も高いことなどから、当面は引き続き南小学校多目的ルームにおいて実施する方向で考えております。

以上を申し上げてまいりましたように、新たに建設する児童センターが留守家庭児童はもとより、中高生など多くの児童に利用されることが極めて重要なことでもありますので、具体的な年齢ごとの利用時間の設定や開設時間の延長、更に児童厚生委員等の職員体制、新たな学童保育室の児童定員数など運営の細部にわたって今後市において一定の方針を策定する中で、児童館建設委員会を中心に子ども委員会や保護者、学校などの関係者とともに、パブリックコメントなどの実施などにより、多くの市民の意見をお伺いし、それらを反映させることで子供たちが不安なく楽しく、明るく過ごすことのできる新児童センターの建設と運営に鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 二つほどお聞きしたいと思います。

現在の児童館、学童保育の利用者数、1日平均利用者数をお聞きしましたけれども、それによりますと、なぜか児童館の利用者はほとんどが学童保育の子供たちと重なると、人数がほと

んど学童保育に来ている子供たちと同じだというような結果が出ておりますが、学童保育に行かないほかの子供たちは、全然遊びに来てないのかと思っちゃうんですけども、これは何か理由があるのでしょうか。もし新しい児童センターができてこんな状態でしたら新しい児童センターは、学童保育の子供たちだけのセンターになってしまいそうですので、ちょっとこの利用者数の重なりぐあいはどうのように把握しているのかお知らせしていただきたい。

それが一つと、それから、アンケートなど取り組んでできておりますが、ここに学童保育に通う保護者のアンケートの集約表があるんですけども、先ほどの御答弁では、半数の方々から特に不安はないという答えがあったとおっしゃっていましたが、確かに特に不安はないという方は、回答者の47.1%になっておりますが、多少不安がある、不安がある、合わせますとこちらのほうがワンポイント多くて48.1%となっております。半々ですね、不安があると不安がないと。不安がある方々の理由がやはり小学生が大きいお兄ちゃんやお姉ちゃんたちと一緒にちょっと危険でないかとか、悪いことを覚えるのではないかとかそういう不安、結構深刻に考えております。この親たちは、どうして中高生一緒にするんですかというような疑問も結構持っていますし、年齢の異なる子供たちが交流するのはいいことではあるけれども、ちゃんと管理できるのかとそういう不安、それから、それほど大きな不安はないんだけど、でも何で中高生と一緒にするか、その目的がわからないという声、そういうのが結構あるんです。ですから、やはり私はこの保護者の方々皆さんにきちっと説明するべきだと思うんです。こういう声を前提にして建設委員会で提案書ですか、それを市長に出しています。それらを解決するためのいろいろな項目を書き出していますけれども、肝心の子供を預ける保護者が納得しなければだめだと思うんです。ですから、私はぜひとも保護者ともひざを交えてこういうふうにするんですよ、ここはこうやるから心配ありませんよ、そういうことをきちんと説明する説明会みたいなものは絶対にやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。この二つの点についてお聞きしたいと思います。

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 小池議員の再質問にお答えいたします。

まず、児童館において留守家庭児童の子供が多い、ほとんどを占めているということで、それ以外の留守家庭でない児童の利用はということなんですけれども、例えば、あけぼの児童館等におきましても、相当施設が狭いといったようなこともあって、そこに多くの児童、留守家庭児童が保育に訪れているということで、本当に1名とか2名とか3名とか、全くゼロということではないんですけども、実際に留守家庭でない児童が来ている場合もあるんですけど、どうしてもそういう状況の中で、そのうちにちょっと利用がされにくくなってきているというようなことを館長からも伺っておりまして、その内容といたしましては、実際にはほとんどがそういう施設のスペースの問題だとかということもございまして、留守家庭児童のほとんどの利用になっているというのがまずこの一つにはこの状況であります。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 児童館の利用に当たって、体格の小さい小学生から中高生まで一緒に使うことについて保護者の方々から不安が寄せられているということでありますけれども、一つは実際にそういった体格の違う成長期の子供を一緒に同じことをさせるといことになりますと、けが等の心配等あるわけでありますけれども、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、この建設に当たってそういう小中高生まで一緒に検討をするという中で、既に年長者が年少者を思いやった場面ですとか、逆に年少者が年長者を頼るといったようなそういった精神的なつながりといいますか、そういった効果もこれは検討委員会の中で実際に見られているという報告もありますので、やはりそういったことをつながりの輪を広げながら、これは市内各所でそういった子供たちが出会う場面があるわけでありますから、新児童センターを核としながら、そういった思いやりの気持ち、また年長者を敬う気持ちといったものがはぐくまれるようなことをつくっていかねばならないということで、一つはここにその機能を持たせたいということであります。

ただ、今言いましたように、そういった理想というか、目的はあるわけでありますけれども、実際にけが等々があってはならないというわけでありますので、まずはその利用の時間帯を変えるとといったようなことをしながら、その利用の中でそういったことを防止するといったことも十分にやっていかねばならないと思いますし、そういったいろいろな工夫の中でみんなと一緒に過ごせる施設としてどういう方向がいいのかといったことも探っていかねばならないというふうに考えております。

ただ、実際に半数を超える方が心配だということでありますので、その不安を解消するという意味からも、そういったしっかりとした利用目的、使い方などを御説明申し上げていかねばならないというふうに思ひまして、それでもなお不安が残るということであれば、その対応ということについては、また考えなければならぬというふうに思っております。

それと、現状の中で留守家庭の子供さんたちが先ほど多いということで、部長の方から答弁申し上げましたけれども、新しい施設につきましては、音楽室ですとか、多目的室とかいろいろ子供たちが足を運びたいような施設を備えて、そこで実際何をやるかといったようなことも検討しながら、多くの子供さんたちが交流できるような仕組みをつくっていかねばならないというふうにも考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 5番目の質問は、男女共同参画社会実現への取り組みについてです。

今から26年前、1985年に日本はあらゆる形態の男女差別をなくすとする国連の女性差別撤廃条約を批准し、21世紀直前の1999年には、男女共同参画社会基本法を国会の全会派一致で制定いたしました。これによって男女共同参画社会を実現することは、政府の最重要課題と位置づ

けられました。この基本法に基づいて2000年に男女共同参画社会基本計画がつくられ、計画は5年ごとに見直しされ、昨年は第3次の計画が策定されたところです。昨年の第3次計画策定においては、これまでの10年間の取り組みの反省の中で施策のおくれを率直に認め、実効性ある計画の必要性を強調しています。

例えば固定的な性別役割分担意識、男は外で仕事、女は家を守り子供を育てるといったような固定的な性別役割分担意識がまだ根強く、解消への取り組みが不十分であったとしています。したがって第3次計画では、実効性ある行動計画とするためにできる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況を定期的にフォローアップするとしています。

さて、本市においては、2003年に土別市男女共同参画行動計画がつくられ、本年4月には土別市男女共同参画推進条例が制定されたところです。来年度2012年度は、10年スパンの行動計画の最終年度となりますので、この10年間の行動計画推進目指して取り組んできた主な施策と実績、または反省点などについてお聞きいたします。

今後、進捗状況の分析や反省、課題の点検などさまざまな見直し作業が行われると思います。その際、数値目標に対する成果やハード事業の結果は明らかにされると思いますが、市民意識の高揚度、差別意識の減少などについては、判断が容易ではないと考えます。

そこで提案いたしますが、第1次行動計画策定時に市民アンケートに取り組んでいますので、それを参考に同様のアンケート調査を行ってはいかがでしょうか。10年間の市民意識の変化を分析し、計画の進捗状況や実効性を評価し、次期計画策定へ役立てることを提案いたしますが、お考えをお聞きいたします。

あらゆる意思決定の場への女性参加を保障するための取り組みについては、再三議会においても求めてきましたが、大きな進歩はなかったと思います。各種審議会や委員会等への女性委員の登用は、40%を目指すとしていましたが、直近での成果はどれほどなのかお聞きいたします。

これからの計画づくりでは、男女ともに50%となるよう目標設定し、実現に努力することを求めますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、企業や農業、自営業、各種団体などの方針決定や活動の場で、役職等への女性の積極的登用がうたわれておりますが、これもまた確たる成果はなかったと推測しています。

市役所での女性管理職の比率についてお聞きしますが、市立病院看護職を除いてはどれほどなのでしょう。その比率については、男女共同参画社会の実現を目指す上でどのような評価をされているのでしょうか。お聞きをいたします。

見直し作業に当たっては、人づくりまちづくり推進協議会だけでなく、多様な女性団体から委員を選任したり、さまざまな女性団体による検討会などを行うなど、女性の声を積極的に計画づくりに反映させるよう取り組むことを求めますが、お考えをお聞かせください。（降壇）
議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えいたします。

本市では平成15年4月に土別市男女共同参画行動計画を策定し、すべての市民が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を發揮し、家庭、職場、地域などで対等なパートナーとして生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するため、98の項目について取り組みを進めてまいりました。

この項目に沿った実施計画については、平成22年度では、総事業数228のうち219事業を実施し、96%の実施率となっています。主な事業内容としては、各種講演会やセミナーの開催、育児・家庭教育講座及び男性や子供を対象とした料理教室の開催、DV被害者支援の取り組み、女性への暴力相談専用電話の設置、広報しべつへの情報掲載などを行い、女性の社会参加の促進や男女の不平等や暴力をなくし、人権を尊重する啓発に努めてまいりました。

特にDVや児童虐待への被害者を効果的に保護、救済するため、庁内に設置した土別市DV等被害者支援連絡会議は、関係部署の連携のもと相談者の状況に応じ、ワンストップでの相談体制をとっており、近隣相談所や民間シェルターからも高い評価をいただいております。

また、平成17年には子供の健全な育成や子育て環境の整備、更には男女が共同で子育てを進めるために土別市次世代育成支援計画を策定し、子育て支援センター「ゆら」の開設、一時保育・時間外保育の拡充、子育てサポート「むっくり」の活動など、子育て支援充実に向けた取り組みを行っています。

特に市役所においては、職員が子育てに希望を感じ、仕事と家庭を両立できる職場環境を整備するため、平成17年に土別市特定事業主行動計画を事業所として策定し、産前・産後休暇や父親の育児休業、部分休業の制度の確立など、先導的な取り組みを進めています。

このように現計画においては、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを行ってきたところでありますが、結果としてその意識の啓発が十分であったかという点については、いま一度検証を加え、一層の取り組みを進めるべきものと考えています。

次に、男女共同参画行動計画の見直しについてであります。

現計画の期間は、平成15年度から平成24年度の10年間で来年度が最終年度となります。この計画の達成状況と内容を検証するとともに、その成果や意義などを庁内組織や人づくりまちづくり推進協議会で総括しながら、男女共同参画社会の形成を目指して次期行動計画の策定に当たってまいりたいと考えております。

策定に当たっては、今年4月に施行された土別市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、更には来年4月に施行予定である土別市まちづくり基本条例の柱でもある市民自治、とりわけ市民参加を基本に、人づくりまちづくり推進協議会での議論を初め、意見交換やパブリックコメントを実施するほか、議員のお話にもありましたように、前回のアンケート調査の内容も踏襲しながら、市民の意識や生活実態の変化、あるいは推移などの把握、分析も視野に入れ、作業を進めてまいりたいと考えております。

また、計画の策定委員についてであります。現行動計画の策定の際にも人づくりまちづくり推進協議会に4名の特別委員を選任し、庁内にも女性職員の懇談会を設置するなどの手法を

講じてきたところであり、このことを踏まえ、女性の意見も広く取り入れられるような体制づくりを進めるとともに、女性団体等との意見交換の機会も積極的に設けてまいりたいと考えております。

次に、各種審議会への女性委員の登用の比率についてであります。

これまで各附属機関の女性委員の登用拡大に向けては、目標の40%を目指し取り組んでまいりました。その実績として、平成17年度では26.5%の女性の登用率でありましたが、平成22年度には30%に達し、本年4月現在も同様の結果ではありますが、幾つかの附属機関においては目標の40%を超えている状況にもなっています。

これら女性委員の登用については、地域などで活躍している方の情報収集を行いながら、委員改選時の声かけや関係部署との情報交換を実施するなど、目標達成に向けて努めてきたところでありますが、依然として仕事や育児、介護等により会議に参加できないなどの理由により委員を引き受けてもらえない状況もあり、そういった状況を改善するためにも、今後一層の男女共同参画についての情報発信や啓発に努めなければならないと考えています。

また、次期計画における目標設定の具体的な数値については、今後計画策定作業で検討していくこととなりますが、男女共同参画の意識が一層高まる計画となるよう努めてまいる考えであります。

次に、市職員の女性管理職の比率についてであります。

本年7月現在、病院を除く市職員数は356人で、うち女性は112人、その割合は31.5%となっています。また、管理職数は106人で、うち女性は10人の9.4%となっていますが、ここ数年においては、積極的な女性職員の管理職登用が進められており、引き続き性別による差別のない職場づくりに努めてまいる考えであります。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 最後の質問は、学校給食における食材の放射線量測定についてお聞きいたします。

本市学校給食センターでは、6年前から和寒町も含めて20校に1日およそ2,400食の調理を始めておりますが、その年の9月議会において私は、安全な食品、添加物や遺伝子組み替えでない食品、あるいは地元産の食材の積極使用を求めて質問をいたしました。今回は、食材の放射性物質による汚染度を科学的に判断して情報公開することを求めたいと思います。

私たちは、福島原発事故以来、食品の放射能汚染にとっても敏感になり、不安になっています。特に小さい子供を持つ親たちの不安は大きいものがあります。大丈夫、気にし過ぎと言われても何の科学的根拠もない説得や情報は信頼できません。かといって不必要に過剰反応するものなのでしょうか。

学校給食に使用する食材は、すべて安全な産地のものを使用したいものです。土別産か道内産、あるいは遠く関西や九州のものを選べば心配はないでしょう。しかし、コストや量の確保

の面からそれは困難な選択だと思えます。

文部科学省は、都道府県が給食食材を検査する放射線検査機器を購入するならば、費用の2分の1を補助するとして第3次補正予算に約1億円を計上するとのこと。北海道が検査機器を購入するならば、レンタルで借り受けて利用できるのではないのでしょうか。あるいは地方消費者行政活性化交付金を活用して食品の放射能汚染を測定する機器を購入することを提案いたします。

まずは、放射線量を測定する機器を導入して、汚染が心配な道外地域の食材、野菜や肉、牛乳、魚、加工品、乾物類や調味料などの測定をし、その結果を毎日ホームページや地元新聞社の協力を得て新聞紙上に公表することを求めますがいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、学校給食の食材のみならず、できれば昼食を提供する保育園での食材も測定することを求めます。また同様に食材の産地も公開してはどうでしょうか。お考えをお聞きいたします。

以上で私の一般質問を全部終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校給食の放射線測定についての御質問にお答えいたします。

本市においては現在放射線の対応につきまして、道外産の白菜、水菜、レタス、ニンジン、大根等が納入された場合、各県のホームページにアクセスし、可能な場合は地域ごとの放射性セシウムや放射性ヨウ素の検査結果と照合して安全性を確認しております。しかし、各県において行われている放射性物質の検査は、毎日行われているわけではなく、照合するデータが2週間前ということもありますが、少しでも安全性を確保するため、こうした取り組みをいたしてきたところでございます。

そこで、放射線検査機器の取得につきましては、文部科学省の補助制度と消費者庁の貸与制度がございます。文部科学省の補助制度は、放射線検査機器の検出限界が食材1キロ当たり40ベクレル以下とすることが可能な機種に対して、放射線検査機器本体1台当たり250万円、消耗品費25万円を加えて合計275万円を上限とし、購入金額の2分の1以内が補助されるものではあります。事業対象となる都道府県は、原子力災害対策本部が求める計画検査の対象地域となっている17都県であり、北海道は対象外となっております。

また、消費者庁では、消費者の安全・安心の確保に向け、住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を行っております。第1次及び第2次の募集は終了し、第3次の募集は現在行われておりますが、文部科学省と同様に17都県について優先的に貸与されることで、本市が貸与を受けることは極めて難しいと考えているところでございます。

そこで、放射線測定機器の購入についてであります。学校給食センターで用いる食材は、保健所の指導で調理当日の朝に納入することとされておりまして、調理までの時間を極力短縮するために毎日朝8時に食材が納入されております。このため仮に放射線検査機器を購入いた

しましても、調理作業前に検査し、検査結果が出てから調理を開始いたしますと、各学校の給食時間までに配食することは到底困難であります。可能性があるとするれば、調理作業と並行して検査を行い、配食までの間に汚染が確認された場合、配食をストップする方法が考えられますが、現実的であるとは思えません。

こうしたことから、野菜を中心に道外産が増える冬場の食材で国の放射性物質の検査対象としている17都県産の食材につきましては、他市の対応状況を参考しながら、保育園とも協議し、月2回程度食材を抽出して、民間の検査機関で放射性セシウムと放射性要素の濃度測定を実施し、測定結果を公表していく考えでございます。まずは学校が冬休み期間に入る前には、1回目の濃度測定を実施する予定であります。

また、産地の公表につきましては、食材が納入された時点で産地が明らかになる場合がほとんどであるため事前公表は困難であります。17都県産の食材につきましては、食材を使用した後にホームページや翌月の給食献立表等で公表することで、できるだけきめ細やかに対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、食品の安全性の確保につきましては、基本的に厚生労働省の指導に基づき、各都道府県によって検査管理が徹底されており、食品衛生法に基づく放射性物質の暫定規制値を超えた食品が市場に流通することはないと考えておりますが、今後も農林水産省、文部科学省、消費者庁が連携してすべての食材について出荷段階の検査等による安全の確保を徹底していただき、食材を使用する段階で負荷がかからない仕組みを確立するよう市長会や都市教育長会を通じて、国、道に要望してまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） ここで午後3時20分まで休憩いたします。

（午後3時05分休憩）

（午後3時20分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。

地域づくり振興対策についてであります。

たくましいまちの創造の中で、農業農村担い手事業による担い手の確保と安定的な経営体の育成のほか、都市から子供たちを受け入れる交流やグリーンツーリズムの推進を図る農業農村交流受け入れ事業により活力ある農村の構築を目指すこととされ、更にはこのほか農業体験を通じて、学校間交流、農村交流を行う中、農業の持つ魅力や大切さをはぐくむとともに、食育の推進を図る農業食育体験学習活動支援事業、独身後継者花嫁対策についてのグリーンパートナー

事業の実施など事業が展開されております。

さきに農業農村交流受け入れ事業については、決算審査においてこの事業の過去の実績や実施された事業の内容及び検証結果を尋ねましたが、数年継続実施されているものの、相手方の時期や受け入れ対象、更には受け入れ側の問題など事業実施にいろいろ苦慮されているところがあると感じました。また、受け入れる団体の価値観の違いや受け入れる側の価値観などの違いにより、事業自体の方向や施策に合っているのかということ、その成果は余り上がっていないように感じられます。

このような事業が進められる活動の中心は、地域での受け入れ体制、地域力の充実、更には事業推進の基礎となる地域の振興、活性化が重要であると思います。超過疎化、限界集落と言われる地域においては、この地域で生活する意味を見出せない地域に事業を並べても根づいたものとなりにくいでしょうし、単なる事業疲れのみが残り、定着しにくいものとなるのではないかと考えます。

これらの事業の推進は、地元の人たちが主体となって地域外の人との視点や助言を得ながら、地元を客観的に知って地域の個性に気づくところから始め、地域独自の強力な暮らしの物差しづくりを意識した交流事業を進めていくことが大事であります。ややもすれば交流や事業疲れを生み出す頭を下げる事業、つまりお願いする交流から地域を誇る交流、行きたいと望まれる交流事業への方向転換をすべきであると思います。どの事業を見てもなかなか行政主導の域を超えた事業になりきれていないのではないかと思います。

そのことから今年度実施されている地域おこし協力隊を活用することや、他人の目を通じて地域を見つめ直すということ、また地域内女性の地域づくりへの参加などは、事業の進展、推進、発展に大きく寄与している事例も多くあり、婚姻などにより地域内に移住してきた女性は、もともと他人の目を持つ存在であり、暮らしの物差しづくりに重要な指針ともなると考えます。

男女共同参画という視点からも地域振興や交流事業の推進に積極的に取り入れるとともに、取り組んでいただきたいと考えます。そこには地域の各層の意見を集約し、個性的な地域を見出す手法のもと、地域環境点検活動、あるいは地域力点検などを進め、地域の個性を見出すことは可能であると思います。改めて地域づくりのワークショップを導入し、その上で事業の展開を図るべきではないでしょうか。まず考え方についてお尋ねいたします。

更に、地域振興については、対外的、あるいは全市的観光事業と地域の特性事業との仕分けと点検の必要を感じます。事業を個別的に分類し、その内容を検討していく、地域住民の意思が反映された事業の展開を進めることは、活力あるまちづくり、地域づくりになると考えますが、今後どのように推進されるのかお伺いいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業農村担い手支援事業、農業農村交流受け入れ事業、農業食育体験学習活動支援事業及びグリーンパートナー推進事業を事例に、行政が主導した事業になっているのではない

かとの御指摘をいただきました。これら事業につきましては、農業農村活性化計画において位置づけられた事業でありまして、農業振興政策として市が主体となって取り組んでいる事業であります。事業に当たっては、ＪＡや農業関係団体、あるいは農業者の御意見もいただきながら実施しているところでありますが、今後においても行政に特化した事業とならないよう、意を配していく必要があるものと考えます。

地域づくりにおきましては、いかに市民の関心と意欲を引き出すか、いかに市民の主体的な活動を活性化していくかが肝要であり、協働のまちづくりが求められている今日の自治体運営においては、大切なことであると考えます。

本市には、まちづくりの柱としてサフォークランド土別、合宿の里土別の取り組みがあります。これらの取り組みは、多くの市民の皆様の御尽力をいただき、推進されているところでありまして、地域の資源を有効に活用しながら内外に発信する活動として、今や市民のだれもが認める本市の魅力になっているところであります。

このように市民が主体となって、そして行政と協働しながらさまざまな問題や課題を明らかにし、これを解決しながら地域づくりを進めていくことは、大きな意義があり、今後におきましても、各種事業の推進に当たっては、こうした視点を大切にしながら市民や地域が一体となった地域力、あるいは地区力の向上に努めてまいります。

一方、まちづくりには外部からの目、若い人の力、熱中できる人が必要とも言われております。地域住民だけでなく、地域外の人々の視点や助言を得ながら地元を客観的に認識することも重要でありますし、また単なる宝探しで終わることのないよう、まちづくりを継続していくためには、若い力が必要であります。更に、まちづくり活動を積極的に推進していくためには、リーダーを初めとする多くの人たちの熱い情熱が求められるところでもあります。

谷口議員からお話のあった地域おこし協力隊の活用や男女共同参画社会による女性の視点を取り入れながら、市民が主体となった地域づくりが各方面の分野に広がり、自立した個性豊かな土別市を構築するよう、さらなる努力を傾注してまいりたいと考えております。

こうした中で、来年４月には土別市まちづくり基本条例が施行される予定であります。この条例の主役は市民であります。私はこれを一つの契機として、あらゆる市民が市政に、そしてまちづくりに参画できる手法を確立し、真の協働のまちづくりにつながるよう取り組んでまいります。

次に、地域振興事業についてであります。本市では天塩川まつりや岩尾内湖水まつり、雪まつりなど市外からも多くの観光客が訪れる事業、あるいは産業フェア、まなびとくらしのフェスティバル、じゃんじゃんジュピリー、まるかじりフェア、そしてそばまつりや各地区でのイベント、更にはふれあい広場やわんぱくフェスティバルなど地域の活動の取り組みや特産品などの紹介と地域の活性化を中心とした事業、そして、特産品の販路開拓を目指した事業や移住促進事業など本市以外で開催されるイベントに参加して本市をPRする事業など多くの事業が実施されているところであります。

これら事業については、行ってみたい、住んでみたい、住んでよかったといういわば地域の活性化を共通の目的としており、多くの市民の皆様の御尽力によって実施されていることに心から敬意を表するものでもあります。

議員からはこうした事業の点検と仕分けの必要性についてのお話がありました。それぞれ精力的に事業展開がなされているところではありますが、時代の変化とともにその目的や手法、内容を随時検証していくことは極めて重要なことでもあります。各事業については、実行委員会形式で市民と行政が連携して取り組んでいるものがほとんどであり、今後においては、実行委員会を構成する団体や市民の皆様の自主性を尊重することを基本に、より効果の高い事業となるよう努めてまいる考えであります。

以上を申し上げて私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 震災後の本市の対応についてお伺いをいたします。

3月11日に起こりました東日本大震災津波での福島原子力発電所の事故に伴い、発電所周辺地域はもとより、近隣各地に多大の被害を与えていることは、既に申し上げるまでもありませんが、いまだに収束のめどが立っていないことや、地域住民の避難されている状況などの報道に日本全体が苦しみに包まれている実情であります。また、現地で収束のために命を懸けて懸命に作業に当たっておられる方に対し、心から敬意を表するものであります。

まず、津波による原発事故の問題であります。

この放射能漏れについては、報道やいろいろな情報もたらされていることですが、少しずつ災害事故後の様子が判明し、その被害の深刻さと大きな事故であったことが伝えられております。表土の汚染や米などへの汚染の問題など深刻の度合いが増してきております。報道などでは、今後の原子力発電の存廃など原発に依存しないエネルギー対策の問題や、原子力エネルギー政策に課題を抱えたまま方向性を見出させない現状であります。

このような中で、現在私たちは、放射能を知らずには生きていけない状況にあると思います。このことから、原子力、放射能等についての正確な知識の必要性を感じます。また、報道などを通じて言葉の意味などがなかなか理解できない状況でもあります。放射線、放射能、放射性物質の違いはと聞かれてもよくわからなかったのであります。また、放射能強さの単位がベクレルで、人が受ける放射線の影響をシーベルト、また放射線量をグレイという単位もあり、このたびの事故によって認識された方も多いのではないかと思います。ましてや目に見えない存在の物質をなかなか理解できません。

さきの6月の定例会で国忠議員が原子力、原発の質問の中で、学校教育で取り組むべきとあり、学校教育において文部科学省は、原子力についての学習指導要領の見直しや副読本の差し替えなどが行われていると言われておりますし、放射線の害や性質、身体に与える影響などもしっかりと教えていく、この事故を教訓として、原子力に関する客観的で正確な理解に基づき、エネルギーや環境問題に適切に対処していきたいとの答弁でありました。

原子力についての基本的な事項については、学校教育の中で学習することが重要であります。そこでこの問題について、学校においては現在どのような内容で教育しているのかお伺いをいたします。

次に、市民生活における取り組みについてであります。

先般、和寒町では、町民に安心して生活をしてもらうようにと放射線測定器を導入して、放射線量を定期的に測定して住民に情報を公開、公表しているとの報道であります。また、文科省は、来年度から上空線量の測定調査を北海道も調査対象にすると表明しております。

この原子力発電の災害事故の収束には、これから数十年、それ以上かかると言われております。このようなことから、原子力、放射能等の情報や正しい認識を得るための学習、研修の機会が重要であるとの認識に立ちます。一部報道では、正しい知識のないまま過度の反応や風評などの被害も起きていることや、人権侵害などの問題や不当な差別が起きているとの報道もあり、あってはならないことでもあります。今後市民に対して放射線量の測定を独自で実施することや、学習機会をつくるなどして正しい知識を持ち、安心して生活ができるような手だてを考えていくべきだと思いますが、考えをお尋ねいたします。

更に、震災地域のがれきの受け入れについてであります。

報道では、道が放射能汚染がないことを前提に、がれき受け入れの方針を表明し、がれきの受け入れについての意向調査を各自治体に行ったところ、11の市町、一部事務組合が受け入れ可能との回答があったことを明らかにいたしました。そのうちの名寄市は、条件つきで要請があれば受け入れると回答したことが報道されました。条件は、放射能汚染物質は受け入れない、国が処理責任を持つ、福島県のがれきは受け入れない、受け入れに対しては道が行うがれきの放射線量測定の結果を重視するほか、市独自の検査を行うとされております。

10月初旬、私たちの会派で被災地域の現地視察を行ってまいりましたが、被災した車の山やがれきの山が集積されており、搬出作業と集積作業が行われ、トラックが多数行き交っており、海岸沿いの信号機は復旧してない状況でありました。また、畑には船が横倒しとなり、家屋の基礎部分を残して流されているところや、1階、2階部分を津波で押し流され、泥が流入している状況に愕然といたしました。それらのがれきを取り除かれなければ復興の足がかりもつかめない状況であると感じました。

その中で、道の意向調査の内容と要請を受けて、本市が受け入れを表明しなかった理由及び今後本市が積極的に復興の協力、支援をすることについてどのように考えているのかお伺いをいたします。

また、内陸部の名寄市の受け入れについては、陸送で行われるとされ、名寄市への搬入は通過市町村の同意が必要になるとみられるとのことですが、この場合には本市はどのような考えで臨むのかお伺いをいたします。

次に、3月11日の震災発生から明年3月11日で1年になるわけですが、国、道の考えもまだわかりませんが、本市として防災に関する行事や追悼に関する行事などを行う考えがあ

るのでしょうか。あれば考え方を伺いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君）　ここであらかじめ会議時間の延長をいたします。

相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇）　お答えいたします。

最初に私から市民の学習の機会、がれき処理受け入れについての考え、防災行事等の実施と今後の支援活動について答弁申し上げ、放射能の考え方については、教育委員会から答弁申し上げます。

3月11日の震災と同時に発生した福島第一原子力発電所の事故は、今なおその収束の方向が見えず、避難を余儀なくされている原発周辺住民の生活ばかりではなく、農作物や食料品など命にかかわるものにも放射能の影響が広がってきております。このように大きな放射能汚染は、広島、長崎の原爆の経験を除けば、これまで経験をしたことのないものであり、一人一人が放射能から自分の身を守るためにも正しい知識を身につけていかなければならないことは、申し上げるまでもありません。

そこで、初めに市民に対しての学習機会や放射線量の公表についてのお尋ねであります。

放射能という言葉自体は広く世間に知られているところではありますが、これが大気中に放出された場合の影響などについては、これまで現実的な問題としてとらえられていなかったところであり、地方自治体にとっても通常は比較的關係が薄い分野といった面がございました。しかし、今回の大震災以降、被災地周辺だけでなく遠く離れた地点いわゆるホットスポットでも放射能が検出され、加えて基準値は下回っているものの、乳児が口にする粉ミルクからもセシウムが検出されるといった事態となるなど、今や国民の最大の懸念と言っても過言でない状況となっております。

そこで、お尋ねの市民への学習機会についてであります。

震災以降、農林水産物の放射能汚染への関心が高まったことから、本市においても9月に土別市及び土別消費者協会の主催により、北海道立衛生研究所から講師を招き、「食の安全・安心、放射能物質等をめぐって」と題し、食品放射能暫定基準値、札幌市の空間放射線量の測定結果などの内容で暮らしの講座を開催し、下川町、剣淵町民を含む71名の方が参加されたところであります。

市民の方に放射能に対する正しい知識を持っていただくことは、こうした学習機会を設けることが大切であり、今後も開催する方向で検討いたしますが、正確な情報を伝えるには、専門知識を有する方に依頼しなければならず、関係機関との協議が必要なところであります。また、札幌や旭川などで行政職員を対象に講演会などが開催されており、こうした機会には職員を積極的に参加させるなど情報収集に努めるとともに、国から示される情報のうち市民の方にかかわる情報については、広報、ホームページなどで発信してまいりたいと考えております。

次に、放射線量の測定についてであります。

現在、北海道では道内各地の振興局で、空中放射線量測定し、道北方面では、旭川市、留萌

市、稚内市のデータが北海道放射線モニタリング統合サイトにおいて水産物、水道水、農地土壌、海水のデータとともに公表されておりますが、いずれも平常レベル、あるいは不検出となっております。ただ、全国各地の自治体や市民団体が独自に計測されているケースもあり、本市においても市民の方から独自の放射線測定について望む声もあるところであります。特に小さなお子さんを持つ方の心配は理解できるものの、一方では専門知識のない職員による測定の信頼性や測定機器の精度の問題、更に測定の結果、自然界に存在する放射線の範囲内であっても市民の方が過剰に反応し、いたずらに不安をあおるのではないかといった懸念もあります。こうしたことから、専門機関による定期的な測定と結果の分析などが可能かなども含め、慎重に検討してまいりたいと存じます。

次に、被災地域からのがれきの受け入れについてであります。

東日本大震災により岩手、宮城、福島で約2,490万トンの災害廃棄物が発生し、その処理が復旧、復興への重大な課題となっており、国においては全国の地方自治体の協力による広域処理体制を構築するとして、4月に各自治体への意向調査を実施したところであります。この調査については、廃棄物の焼却や破砕など中間処理をすることが前提となっており、本市ではこれらの施設を有していないこと、更には今後の埋め立て可能量が限られている最終処分場の現状を考慮し、受け入れは困難と回答したところであります。

その後4月の調査で受け入れ可能とした自治体を対象に、10月に再度調査が行われたところであり、道内11の市町及び一つの一部事務組合が受け入れ可能と回答し、上川管内では名寄市が農畜産物への風評被害、市民理解を慎重に見きわめた上で、放射線物質に汚染されていない不燃物に限って、名寄市内湍の処分場での受け入れを表明としたことであり、その際には近隣市町村とも十分に協議するとの意向が示されたところであります。

国においては、今後受け入れ自治体の施設の状況に応じてどのような廃棄物を搬入するのか検討するようではありますが、仮に名寄市で受け入れる場合にあっては、廃棄物の種類、量、安全性の確認などについて、近隣市町村に事前に十分協議願うよう要請してまいりたいと存じます。

また、被災地復興のための支援活動に対する考え方についてであります。震災以降、被災地における救助活動を目的とした消防職員の派遣を初め、義援金や物資の送付などさまざまな支援活動を続けております。

震災から9カ月を経過した現在も行方不明者は3,000名を超え、全国各地で避難生活を余儀なくされている方は約33万名に上り、復興の兆しは見えてこない状況が続いております。現在5世帯10名の方が本市に避難されておりますが、このうち市営住宅には2世帯5名が入居し、今後においてもこうした市営住宅の提供や生活必需品の無償貸与を初め、義援金箱の設置など継続した取り組みを進めてまいります。

また、被災地への人的支援については、社会福祉士として職員1名がボランティアで11月に岩手県へ5日間参加しており、今後においても全国市長会などの要請に基づき、支援活動に当

たる考えであります。

最後に、東日本大震災から1年が経過する明年3月11日を迎えるに当たって、本市が行う対応についてのお尋ねがございました。

かつてない大震災となった東日本大震災は、本市の市民を含め多くの方々の尊い犠牲の上に私たちにさまざまな教訓を残しました。この大震災とそこから得られた教訓は、絶対に忘れてはならないものであります。

そこで、震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表するため、3月11日には半旗を掲揚し、震災時刻であります午後2時46分にはサイレンを吹鳴し、市民への黙祷を呼びかけ、震災で亡くなられた方々への祈りを捧げたいと考えております。更に3月上旬から中旬にかけて、東日本大震災パネル展を開催し、あわせて防災用品を展示することにより市民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校において原子力の学習をどのような内容で行っているかとのお尋ねがございました。

原子力、放射線等に対しては、第2回定例会の後に開催された学校長会議において、放射線の性質や害、身体や環境に対する影響など子供たちに原子力の基本的な内容を指導していただくよう指示をいたしたところでありまして、学校によっては特別授業を組み、放射線の性質や原子力の仕組みを学び、原爆の被害や核実験の写真などを活用して、原子力についての理解を深める指導を行っております。また、その際使用した写真をパネルにして、保護者や地域の方が参観日や来校したときに見ていただけるよう展示するという取り組みも行われております。

更に、北海道理科教育センターが実施するサイエンスカーの学校訪問を活用した特別授業では、実験や展示を通して放射線の性質などを学ぶという取り組みもいたしておりますし、また総合的な学習の時間を活用して、被災地にボランティアとして参加した方を招いてのお話を聞くなどの取り組みをするとともに、学校の朝会や学校だよりなどを通じて、東日本大震災や原発事故について、子供たちに考えさせようとする取り組みなども行っております。

また、中学校では、新学習指導要領に基づき、平成24年度から放射線の授業を行うこととなっておりますので、放射線の学習に活用いただくため、放射線測定器を順次購入し、平成24年度からは小学校にも配置する計画でございます。

更に副読本に関しては、文部科学省が小中高の各段階に応じて放射線や放射能、放射性物質について学び、みずから考え、判断する力をはぐくむことが大切であるとの観点から、新たに放射線等に関する副読本を作成し、平成24年3月には各学校に配布される予定となっておりますので、この副読本を活用した授業なども各学校において実施する考えであります。

以上を申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 再質問をさせていただきます。

がれきの処理の受け入れについては、理由等々がわかりましたけれども、これを再度また市町村会からもがれきの処理の要請を行っておるといような情報がありますけれども、このがれきの処理についての問題というのは、他市町村のいろいろな協議も必要でありますけれども、特に通過する、あるいは将来的にどういう状況になるかわかりませんが、受け入れるとすれば市民とのコンセンサスが一番重要なものである、安全性を高めていかなければいかんということも認識していただかなければいけないということもありますけれども、この辺についてはどのようにお考えになっているのかということ。

それから、今年度開催されました福島県の子供たちがコラッセの事業で皆さん来ていただきましたね。そのことについてはこれからもああいう事業がまた継続してされるのかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

それから、今教育委員会のほうから放射線測定器を購入するということですね。それは小中学校全部にということ、どういう設置するということなんですか。放射線測定器をその辺ちょっと再度お伺いいたします。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） がれきの受け入れ等についての市民のコンセンサスについてでありますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、今受け入れを表明している名寄市が受け入れをするということになりますと、本市を通過するという可能性は十分に高いわけありますので、そういったときにはやはり市民全体の心配にかかわる問題でありますので、どういった内容のものが実際に入ってくるのかといったような情報をしっかり入手しまして、また受け入れをするという名寄市に対しましても、しっかり我々に情報公開しながら協議するということをお申し入れていながら、市民の方の心配のないような、市民の方に対する情報の出し方、あるいは意見の集約等をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

それとコラッセについては、この夏被災をされて避難をされている子供たちが全く表でも遊べない、水泳もできないというような状況でございましたので、何とか我々にできることをやっというふうなことで、受け入れをしたわけありますけれども、これにつきましても、まだこの後どうするという確定的なことはございませんけれども、地域の状況をしっかりと我々としても見ながら、できることがあればやっていくという姿勢で臨んでまいりたいというふうに思います。

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 放射線測定器の関係でございますが、答弁でも申し上げましたように、来年度から中学校の学習で放射線の授業があるということで、基本的には教材用の測定機器を中心にしながらということございまして、例えば和寒町が備えたような本当にさまざまなところを測定するというよりは少しグレードが落ちるような形で、自然界に放射線が存在するというチェックできるようなものを基本にしながら、予算を見合わせながら、精度の低いも

のでは意味がないので、そのあたり中学校を中心に最初に購入を計画し、その後24年になってから小学校についても購入する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 廃校舎の活用と管理状況についてお伺いいたします。

学校の統廃合などにより廃校舎が本市でも数カ所ありますが、以前からこの建物についての活用について質問しておりますが、答弁では地域の交流施設、避難場所として、また、物品の保管場所、更には地元作家などの展示場などの考え方が示されております。しかし、一部物品の収蔵、地域交流等の施設について使用されていると聞いておりますが、その後これら施設については、積極的に活用されている状況でもなく、従来そのままに存続していると思われま

す。現在の廃校舎の現状と使用内容についてお伺いいたします。また、廃校の体育館などについては、災害時の避難場所としての活用に指定されているものもあり、それらについて緊急時に使用、避難に対応できるのか、その状況はどうなっているのか、更にはさきの震災の状況などから避難場所として適しているかなど検討を加えられたのかについてもお伺いいたします。

これらの建物の多くは、人口減少の山間地にあり、老朽化するにつれて危険な建物となりま

すし、また存続するとすれば修理や修繕など大きな経費の支出にもなると考えますが、いずれにいたしましても、これらの廃校舎はその用途に適さないものや、危険なものは早急に処理すべきだと思いますが、今後の具体的な考え方をお伺いいたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） お答えいたします。

現在本市には廃校舎が7校現存しており、それぞれの地区の公民館と集会施設を兼ねた施設として活用をいたしております。

朝日地区におきましては、三栄、壬子、茂志利、登和里の4小学校の校舎が現存しております。旧三栄小学校では、廃校した後に公民館分館として改装を行っており、現在地区の集会施設を兼ねて活用をいたしております。

旧壬子小学校及び旧茂志利小学校並びに旧登和里小学校は、同一施設内に地区の集会施設があり、それらとあわせて公民館分館の一部として旧学校の体育館を活用しているほか、旧壬子小学校、旧登和里小学校につきましては、地域の郷土資料、分館備品等の収蔵に使用いたしております。

また、温根別地区におきましては、白山、北温の2小学校校舎が現存しており、旧白山小学校は、公民館分館として活用しているほか、地域の郷土資料、分館備品等の収蔵に使用いたしております。旧北温小学校は、公民館分館として活用しているほか、教室の一部を地域の郷土資料、分館備品等の収蔵に使用している状況でございます。

上土別地区におきましては、旧兼内小学校が現存しており、公民館分館として活用しているほか、教室の一部を地域の郷土資料、分館備品等の収蔵に使用いたしております。

なお、旧壬子、旧北温、旧兼内小学校の3校につきましては、博物館資料の収蔵にも使用し

ている状況でございます。

次に、廃校の体育館などの災害時避難場所としての活用についてのお尋ねがございました。

現在避難所として指定されている廃校舎は、朝日地区の旧茂志里小学校を除く6校を指定いたしており、廃校後におきましても、地域の公民館等として活用されている建物でありますことから、電気や水、暖房、トイレなど避難所に必要な設備が整っております。

現在、新たなハザードマップの作成に向けて全市的に避難指定施設の見直しを行っているところであり、避難所としての機能や安全性、更には地域住民の避難所までの距離などについて十分に配慮することを基本に検討しているところでございます。

また、今後における具体的な考え方につきましては、当面廃校舎7校については、それぞれの地区公民館分館、郷土資料及び博物館資料の収蔵施設として引き続き活用してまいりたいと考えておりますが、こうした校舎は最も古いもので建築後50年以上を経過しておりますことから、老朽化による危険度及び今後における利用状況等の推移を十分勘案をし、将来的には取り壊しも視野に入れた検討をしてまいりたいと考えております。

以上を申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 一つだけ再質問させていただきます。

茂志里を除く6つの廃校舎が避難場所として指定されているということでございますけれども、その避難場所についての建物だけでは避難場所にならないわけでありまして、そこに備品等、あるいは食料等などの確保等についてはどのようにされているのかお伺いをいたします。

議長（山居忠彰君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君） 谷口議員の再質問にお答え申し上げます。

現在旧校舎今お話しありましたように、6つのところにつきましては、郷土資料等の収蔵を行っているという状況でございます。したがって、ハザードマップの見直し等を含めて、今後そういった施設、旧校舎が対応が可能なのかなどということについて検討を進めている状況でございますので、具体的にそれらの資料ですとか、公民館分館のありようというものを総合的に判断する中で今後対応するという事になってまいるといふふうにご検討いただいております。

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 防災備品の関係ということで、私のほうから若干答弁をさせていただきます。

まず、避難所につきましては、この6カ所を含みまして、第1次、第2次の避難所というのが全部で55カ所ございます。そこで今の段階で防災備品については、河川防災ステーションのほうで一括して管理をしている状況にあります。総合計画においては、これら防災備品の整備についてでありますけれども、24年度から5カ年をかけてこの防災備品を整備していくという今計画を立てておりまして、24年度からは拠点的な避難施設となる上土別、温根別、多寄、そ

れに朝日総合支所、そして各学校を中心にこの防災備品については整備を進めていくと今検討しているところでありますので、24年度以降随時それらの施設については、備品が整備されていくということになるかというふうに考えております。

以上です。

9番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時06分散会）